

カンボジア、ラオス、ベトナム国境 「開発の三角地帯」に対する日本政府の支援事業： 日本 ASEAN 統合基金 (JAIF) を 通じての支援 (2008～2013)

白石昌也[†]

Japanese ODA Projects to the “Development Triangle” in the Border Provinces of Cambodia, Laos and Vietnam: Projects through the Japan–ASEAN Integration Fund (JAIF) from 2008 to 2013

Masaya Shiraishi

In 1999, three countries in Indochina, i.e. Cambodia (C), Laos (L), and Vietnam (V) decided to start a joint effort for poverty reduction and socio-economic development in the border provinces between the three countries. In late 2007, the government of Japan agreed to support the CLV “Development Triangle” (CLV-DT) plan.

In the previous paper of this Journal no.23, the author has discussed on the Japanese ODA projects directly offered by the Japanese government for the CLV-DT from 2005 to 2007.

Following that, the author in this issue analyzes the projects provided thorough the Japan–ASEAN Integration Fund (JAIF) toward the CLV-DT.

はじめに

筆者は前稿 A 「カンボジア、ラオス、ベトナム『開発の三角地帯』構想の成立経緯と概観」¹において、カンボジア、ラオス、ベトナム (CLV) が共同事業として展開する 3 か国国境地帯の開発構想について概観した。

次いで、前稿 B 「カンボジア、ラオス、ベトナム国境三角地帯の開発構想に対する日本政府の支援：2004～2007 年」²、及び前稿 C 「カンボジア、ラオス、ベトナム国境三角地帯の開発構想に対する日本政府の支援：2008～2012 年」³において、CLV 「開発の三角地帯」構想に対する日本政府のコミットメントを、それぞれ「日本・CLV」対話、そして「日本・メコン」対話の枠組みにおける (首脳級な

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

¹ 以下、前稿 A と略称。白石昌也「カンボジア、ラオス、ベトナム『開発の三角地帯』構想の成立経緯と概観」『アジア太平洋討究』第 19 号 (2013 年)。

² 以下、前稿 B と略称。白石昌也「カンボジア、ラオス、ベトナム国境地帯の開発構想に対する日本政府の支援：2004～2007 年」『アジア太平洋討究』第 20 号 (2013 年)。

³ 以下、前稿 C と略称。白石昌也「カンボジア、ラオス、ベトナム国境地帯の開発構想に対する日本政府の支援：2008～2012 年」『アジア太平洋討究』第 21 号 (2013 年)。

らびに閣僚級の) 文書, 言説を中心に跡づけた。

さらに, 前稿 D「カンボジア, ラオス, ベトナム国境『開発の三角地帯』に対する日本政府の支援事業: 2005~2007 年度」⁴ においては, 2005~2007 年度, すなわち「日本・CLV」対話の時期における日本政府の対「三角地帯」支援の実施状況を, 具体的な案件を取り上げながら考察した。

本稿においては, 「日本・メコン」対話が始動した 2008 年度以降の日本政府による対「三角地帯」支援のうち, 日本 ASEAN 統合基金 (JAIF) を通じての案件について取り上げる。JAIF はもともと小泉純一郎首相によって 2005 年 12 月の日本 ASEAN 首脳会議の際に構想が表明され, 2006 年 3 月に日本の拠出金を基に設立された。ASEAN の域内格差是正や地域統合促進を目的とし, 資金の運用は ASEAN 事務局に託されている⁵。

本稿はまず第 1 節において, 2008 年 1 月に日本と CLV 外相間で調印された, JAIF を通じての「開発の三角地帯」に関する協力覚書を概観し, また同覚書の添付リストにある各支援案件について, 入手し得た情報に基づいて, その実施状況を可能な限り検討する。

次の第 2 節においては, 同上「覚書」リストに記載されていない, その他の JAIF 支援案件について検討する。

さらに第 3 節においては, 前稿 C で対象とした時期以降の 2013 年に実施された日本・メコン閣僚級, 首脳級会議に関して, 本稿テーマに関わる合意事項について概述する。

「むすびに代えて」においては, 本稿で取り上げた各支援案件の中で, 件数の上では, 貧困削減や基本的人間ニーズ (BHN), 人間の安全保障に関わる案件が多数を占めるが, 金額の面では, 「三角地帯」における越境的連結性を志向する案件も相当の比重を占めることを指摘する。そして最後に, JAIF に関する全般的な現況や展望について, 若干のコメントを付す。

なお, 本稿が依拠する主たる情報源は, インターネット上で検索し得る公開された電子情報である。

1. 2008 年 1 月「覚書」を通じた支援

1-1. 2008 年 1 月「覚書」

前稿 C に述べたように, 2008 年 1 月 16 日, 日本とメコン地域 5 カ国による初めての外相会合が東京で開催された。その機会を利用して, 日本と CLV3 か国外相の間で「日本アセアン統合基金を通じた日本の支援を使用するカンボジア・ラオス・ベトナム『開発の三角地帯』に関する協力のための覚書」が調印された⁶。「覚書」は次のように記す。

⁴ 以下, 前稿 D と略称。白石昌也「カンボジア, ラオス, ベトナム国境『開発の三角地帯』に対する日本政府の支援事業: 2005~2007 年度」『アジア太平洋討究』第 23 号 (2014 年)。

⁵ (日本) 外務省の説明資料「日・ASEAN 統合基金 (Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF))」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/jaif.html) によれば, 同基金の目的は次の 5 項目である。(1) ASEAN 統合を実現するための ASEAN 諸国の努力を支援, (2) ASEAN 安全保障共同体 (ASC), ASEAN 経済共同体 (AEC), ASEAN 社会・文化共同体 (ASCC) の設立を支援し, 域内格差の是正を図る, (3) 日本と ASEAN との間の協力を促進, (4) 地域諸機関及び準地域諸機関の活動を支援, (5) その他日本及び ASEAN が適当と判断する活動を実施。なお, 以下の注釈において, 日本外務省の電子情報については, 原則として発信機関名を付さない。それ以外の電子情報については, タイトルの前, もしくは URL の前に, 発信機関名を記す。

⁶ 白石昌也, 前稿 C, 25-26 頁。

「開発の三角地帯」を含むメコン地域の発展における日本の重要な役割及び貢献を再確認し、添付の「開発の三角地帯」支援案件候補リストの実施のために、裨益国と日本によって各案件の実現可能性が確認され次第、日本アセアン統合基金（JAIF）約 2,000 万ドルを使用することを決定した。2,000 万ドルのうち、150 万ドルはカンボジア-ラオス-ベトナム（CLV）「開発の三角地帯」道路改修フィージビリティ・スタディのために使用され、1,850 万ドルはリストにあるその他の案件のために使用される⁷。

要するに、日本 ASEAN 統合基金（JAIF）から約 2,000 万ドル分を「開発の三角地帯」に振り向けることを趣旨とし、さらにその具体的用途をリスト化したものである（リストの内容は後述）。

ちなみに、外務省『ODA 白書』2007 年度版は、以下のように述べている。

2015 年までの ASEAN 共同体形成を最大の目標として、域内の開発格差の是正に向けて努力している ASEAN との関係では、後発地域であるメコン地域を支援の重点とし、①地域経済の統合と連携の促進、②日本とメコン地域との貿易・投資の拡大、③価値観の共有と地域共通の課題への取組—を 3 つの柱とする「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を表明しました。同プログラムでは、今後 3 年間、CLV の各国および地域全体に対する政府開発援助の拡充を表明しました。さらに、日・ASEAN 経済連携促進のため総額 5,200 万ドル⁸を ASEAN 事務局へ新規拠出することとし、このうち CLMV に対し約 4,000 万ドルの支援を表明しました。メコン地域の中でも特に貧しい CLV の国境地帯「開発の三角地帯」に対しては、その半分の約 2,000 万ドルの支援を行うこととしています。日本と ASEAN の経済連携を促進するためにも、ASEAN の後発地域であるメコン地域の経済成長を支援し、域内全体において、日本との経済連携から利益を受ける環境をつくるのが重要との考えに基づくものです。こうした日本の積極的な取組に対し、2007 年 1 月 12 日の日・CLV 外相会談において CLV 側から感謝の意が表明されました⁹。

JAIF（日本・ASEAN 統合基金）は、日本からの拠出金 75 億円（約 7,000 万ドル）を基に 2006 年 3 月に設立されたものであって、ASEAN の域内格差是正や地域統合促進を目的とする¹⁰。さらに、上

⁷ “Memorandum for Cooperation on the Cambodia-Lao PDR-Viet Nam Development Triangle Using the Assistance by Japan through the Japan-ASEAN Integration Fund” (<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/mekong/meet0801-2.html>); 「日本アセアン統合基金を通じた日本の支援を使用するカンボジア-ラオス-ベトナム「開発の三角地帯」に関する協力のための覚書（仮訳）」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/0801_clvo.html)。

⁸ 5,200 万ドルは 2007 年の追加拠出分であり、それ以前の 2006 年（2005 会計年度内）に約 7,000 万ドルの当初拠出金が提供された。注 10 および「むすびに代えて」を参照。

⁹ 外務省『ODA 白書』2007 年度版、第 II 部第 2 章第 3 節（154 頁）。

¹⁰ 注 5 を参照。日本外務省の別資料によれば、平成 17（2005）年度の JIAF に対する日本政府の拠出金は邦貨で 7,499,630 千円、外貨に換算すると（1 米ドル＝107 円）7,090 千米ドルに相当する「拠出金名：日・ASEAN 統合基金（JAIF）」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/sonota/k_kikan_21/pdfs/036.pdf)。なお、JAIF 設立に関する交換書簡（letters of exchange: LoE）は、2006 年 3 月 27 日に麻生太郎外相と Datuk Marzuki Mohammad Noor 駐日マレーシア大使の間で署名された。「日・ASEAN 統合基金設立に関する署名式について」2006 年 24 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0324g.html); “Presse Release: Japan Gives Support to ASEAN’s Integration Efforts with 7.5 Billion Yen Japan-ASEAN Integration Fund”, 27 March 2006. (ASEAN 事務局: <http://www.asean.org/news/asean-statement-communications/item/press-release-japan-gives-support-to-asean-s-integration-efforts-with-75-billion-yen-japan-asean-integration-fund>)。

の引用にあるごとく、翌 2007 年に日本から 58 億円（5,200 万ドル）が追加拠出された。その運用方法に関しては、「ASEAN 事務局に設置された基金であり、ASEAN 事務局の口座にて管理」される¹¹。

この基金の一部 2,000 万ドル分を CLV 「開発の三角地帯」関連案件に配分する意向は、上述の『外交青書』でも示唆されている通り、2007 年 1 月 12 日にフィリピン・セブで開催された日本・CLV 外相会合において浅野勝人外務副大臣からインドシナ 3 か国側に提示された。さらにその後、同年 8 月 2 日にマニラで開催された日本・CLV 外相会合において麻生太郎外相、11 月 20 日にシンガポールで開催された日本・CLV 首脳会合において福田康夫首相が、その意向を繰り返し表明している¹²。

2008 年 1 月の日本・メコン外相会議における「覚書」成立までに、日本と CLV 諸国との間での折衝、調整を通じて、具体的な支援案件のすり合わせが行われたこととなる。

1-2. 「覚書」添付リストに記載された支援案件候補

以上の 2008 年 1 月「覚書」に添付されたリストによれば、JAIF スキームを通じての支援案件（候補）は図表 1 の通りである。

リストアップされた案件は、国別に見ればカンボジア関係 10 件（750 万ドル）、ラオス関係 5 件（750 万ドル）、ベトナム関係 7 件（352.8 万ドル）、及び 3 国共通 1 件（150 万ドル）、合計 23 件（総額 2,002.8 万米ドル）である。合計金額を件数で単純に割れば、1 件当たりの金額は約 87 万ドルである。

以上の案件の実施については、「覚書」本文によれば、「裨益国と日本によって各案件の実現可能性が確認され次第」着手される¹³。

以上の合意を受ける形で、2008 年 2 月 19 日にプノンペンで開催された CLV3 者間の第 2 回「開発の三角地帯」合同調整委員会（閣僚級）は、日本の支援に関して次のように述べている。——参加した大臣たちは「第 2 回日本・CLV 作業委員会（2nd CLV plus Japan Meeting）及び [1 月 16 日開催の第 1 回] 日本・メコン外相会合の成果に関する共同報告について協議し、2008 年に実施する日本からの 2,000 万ドル相当のさらなる支援に謝意を表明した」。さらに、「各国が日本と連携して資金受け取りの国内的手続きを進め、[来たるべき] 第 3 回日本・CLV 作業委員会（the 3rd CLV plus Japan Working Level Meeting）を目指して新たなプロジェクトを用意」するよう促した¹⁴。

1-3. 「覚書」リストに記載された支援案件の資金拠出

2008 年 7 月 22 日シンガポールで開催された最後の日本・CLV 外相会合において、高村正彦外相は「開発の三角地帯」に対して、次のように言及している。「昨年度は二国間 ODA を通じて約 29 億円の

¹¹ 「日・ASEAN 統合基金（Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF)）」2009 年 4 月 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/jaif.html)。また、外務省「日・ASEAN 主要協力事業」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/ja_skj_01.html#05) をも参照。

¹² 前稿 B, 339-341 頁。

¹³ 注 7。

¹⁴ “Minute of the second meeting of the joint coordination committee on the Cambodia-Laos-Vietnam development triangle” (CLV-DT Portal: http://clv-triangle.vn/portal/page/portal/clv_en/819086/1305933?p_page_id=&p_cateid=825523&article_details=1&item_id=1305918)。合同調整委員会を含めて、CLV3 か国の「開発の三角地帯」計画実施メカニズムについては、前稿 A, 16 頁。

カンボジア、ラオス、ベトナム国境「開発の三角地帯」に対する日本政府の支援事業

図表 1. JAIF (日本・ASEAN 統合基金) を通じてのカンボジア・ラオス・ベトナム「開発の三角地帯」支援案件候補リスト (2008 年 1 月)

a. カンボジア		
No.	案件名	金額 (米ドル)
1	ストゥントゥレン市からブレアロンケル村ソピアックミットに至るラテライト道路および橋梁建設 Construction of Laterite Road and Bridges from Stung Treng Town to Sopheakmit of Preah Romkel Commune	\$985,000.00
2	ラタナキリ州における付帯発電能力 100 キロワットのオカチャン小規模水力発電計画に係るフィージビリティ・スタディ及び建設 Feasibility Study and Construction of O Ka Chanh Micro-Hydropower Development Project. Installed Capacity 100 KW, Ratanak Kiri Province	\$1,000,000.00
3	ラタナキリ州地方開発事務所によりフィージビリティ・スタディが実施されたバンルン市からルンパット郡の 3 地区に至る全長 19 キロメートル幅員 6 メートルのラテライト道路建設計画 The Laterite Road Construction Project from Ban Lung Town to three Districts of Lum Path District with distance of 19 Km and 6 m wide, in which the feasibility study has been conducted by the Office of Rural Development of Ratanak Kiri Province	\$475,000.00
4	ラタナキリ市における上水道計画 Clean water supply Project in Ratanakiri Town	\$1,150,000.00
5	ラタナキリ州における在職教員研修用宿舎 Dormitory for teachers training (in Service Training) in Ratanak Kiri Province	\$358,000.00
6	地域密着型貧困克服観光開発 Pro-poor Community Based Tourism Development	\$750,000.00
7	開発の三角地帯における環境教育ネットワーク Environmental Education Network in Triangle Development Zone	\$330,000.00
8	モンドルキリ州セン・モノロム市における上水道計画 Clean Water Supply Project in Sen Monorom Town of Mondul Kiri Province	\$992,000.00
9	カンボジア北東部における開発上価値ある植物遺伝子資源の保全 In-Situ Conservation of Plant Genetic Resources for Development Value in the Northeast Provinces of Cambodia	\$860,000.00
10	三角地帯の 3 州における不完全学校補修 (1 州あたり 5 校) Upgrade Incomplete School in 3 Provinces of Triangle Area (5 Schools per province)	\$600,000.00
10 件		\$7,500,000.00
b. ラオス		
No.	案件名	金額 (米ドル)
1	セコン県タッテン郡からサラワン県に至る 1H 号線 20 キロメートル幅員 12 メートルの DBST 舗装による改修 Road #1H Improvement, from That Teng District of Sekong Province connecting to Saravane Province, 20 Km, with DBST Road surface 12 m width	\$4,000,000.00
2	アタプー県セコン川架橋建設 Construction of Bridge cross the Sekong River of Attapeu Province	\$2,600,000.00
3	アタプー県ブーンヴォン郡及びサラワン県サラワン郡における農業開発計画 Agriculture Development Projects in Phoungvong District, Attapeu Province and Saravane District of Saravane Province	\$300,000.00
4	サラワン, セコン, アタプー各県における小学校建設 7 件 Primary School and Construction 07 Units in Saravan, Sekong and Attapeu Provinces	\$300,000.00
5	サラワン県ラコーンペーン及びサムアイにおける地方病院建設 Construction of District Hospitals in Samuay and Lakhonepheng, Saravan Province	\$300,000.00
5 件		\$7,500,000.00

図表 1. 続き

c. ベトナム		
No.	案件名	金額 (米ドル)
1	コントゥム省トゥーモーロン郡における少数民族のための基礎教育及び職業訓練融合寄宿型高等学校の建設 To Build a Boarding Upper Secondary School for Ethnic Minorities, of Which Basic Education is Combined with Vocational Training in Tu Mo Rong District, Kon Tum Province	\$900,000.00
2	コントゥム省サータイ郡サータイ町における草の根ヘルスセンターのインフラ整備及び基礎的医療機材供給 To Improve Infrastructure and Supply of Basic Medical Facilities for a Grass Root Health Care Center in Sa Thay town, Sa Thay District, Kon Tum Province	\$843,000.00
3	コントゥム省トゥーモーロン郡における病院建設 To Construct a Hospital in Tu Mo Rong District, Kon Tum Province	\$800,000.00
4	地元住民の生活用水及び農業用水供給のための小規模かんがい施設建設 To Build Small-Scaled Irrigation Stations to Supply Water for Agriculture Production and Living of Local People	\$375,000.00
5	能力開発, 地方経済開発及びインフラ開発の実施を通じたコントゥム省ダックグレイ郡における少数民族のための貧困削減 Poverty Reduction for Ethnic Minority People in Dak Glei District, Kon Tum Province through Implementation of Capacity Building, Rural Economic Development and Infrastructure Development	\$350,000.00
6	コントゥム省トゥーモーロン郡ダックハー地区における上水システム The Clean Water System of Dak Ha Commune, Tumorong district, Kon Tum Province	\$150,000.00
7	コントゥム省コンライ県ダックトール地区の6村における上水供給 Clean Water Supply in Six Villages of Dak To Re Commune, Kon Ray District, Kon Tum Province	\$110,000.00
7件		\$3,528,000.00
d. カンボジア, ラオス及びベトナム		
No.	案件名	金額 (米ドル)
1	カンボジア・ラオス・ベトナム (CLV) 「開発の三角地帯」における道路改修フィージビリティ・スタディ The Feasibility Study of the Road Improvement on the Cambodia-Laos-Vietnam (CLV) Development Triangle	\$1,500,000.00
1件		\$1,500,000.00
合計		\$20,028,000.00

(原文注)

1. このリストは、カンボジア、ラオス及びベトナムの各政府の要請案件を掲載している。このリストにおける各案件は、裨益国と日本によって実現可能性が確認され次第実施される。

2. このリストにおける金額は、カンボジア、ラオス及びベトナムの各政府の見積りに基づくものであり、変更がありうる。

(引用者注) 国名の前のアルファベット a, b, c, d は、引用者が便宜的に付記した。

出所: "List of Candidate Projects for the Cambodia-Lao PDR-Viet Nam Development Triangle", January 2008 (<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/mekong/meet0801-3.html>); 「カンボジア-ラオス-ベトナム『開発の三角地帯』支援案件候補リスト (仮訳) 2008年1月 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/0801_clv.html)。

支援を実施した。これとは別に、日 ASEAN 統合基金を通じた 2 千万ドルの支援も近く実施する¹⁵。

以上よりして、JAIF (日本 ASEAN 統合基金) を通じての支援は、2008 年半ば時点では、まだ開

¹⁵ 前稿 C, 26-27 頁。

始されていなかったことが判明する。

その後、2009年11月6～7日に東京で開催された第1回日本・メコン首脳会議で採択された「日本・メコン行動計画63」¹⁶は、その第[1.2]項で次のように述べている。

日本は、カンボジア、ラオス及びベトナム（CLV 諸国）の国境地帯にある開発の三角地帯におけるプロジェクトを支援するとのコミットメントを再確認する。メコン地域諸国は、日本が2008年1月の第1回日メコン外相会議において表明した2,000万米ドルの支援における22のプロジェクトについて、効率的で迅速な実施を約束する¹⁷。

つまり、JAIFを通じての支援案件を「効率的」かつ「迅速」に具体化することを、CLV3か国側が約束したわけである。ちなみに、以上の引用では案件数を22と記しているが、これは上述の「覚書」添付リスト（合計23件）から3国共通の1件を除いた数値である。3国共通の案件である「『三角地帯』における道路改修フィージビリティ・スタディ」は、次節に見るように、CLV各国政府が分担して実施するのではなく、ASEAN事務局と直接契約を結んだ日本の調達代理組織によって一括管理された。

その後の展開については、2010年10月にハノイで開催された第2回日本・メコン首脳会議¹⁸の際に提出された「日本・メコン行動計画63」の実施状況をフォローアップする資料が、第[1-2]項について次のように記載する。「2010年3月までに、JAIFを通じたCLV開発の三角地帯支援全ての案件について拋出を完了」¹⁹。

ただし、以上でいう「完了」とは、あくまでも当初の努力目標にすぎなかったようである。というのも、2011年7月21日にインドネシア・バリで開催された第4回日本・メコン外相会議²⁰の際に添付されたフォローアップ資料においては、第[1.2]項に関する記述が次のようになっているからである。「JAIFを通じたCLV開発の三角地帯支援全ての案件について80～90パーセントの拋出が完了（2011年7月現在）」²¹。

そして、2011年11月18日にバリで開催された第3回日本・メコン首脳会議²²の際に添付されたフォローアップ資料は、第[1.2]項について次のように述べる。「JAIFを通じたCLV開発の三角地帯支援全ての案件について拋出が完了」²³。

以上をまとめれば、当初目標であった2010年3月より若干遅延したものの、2011年11月までに

¹⁶ 日本・メコン協力（もっぱら日本による支援）の内容を63の項目にわたって記した文書。前稿C, 30-31頁参照。

¹⁷ 「日メコン行動計画63（仮訳）」2009年11月7日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi/j_mekong09_63_ka.html）。

¹⁸ 前稿C, 31-32頁参照。

¹⁹ 「日メコン首脳会議フォローアップ：我が国の取組」2010年10月現在, 1頁（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi02/pdfs/jm_fu_jp.pdf）。

²⁰ 「第4回日メコン外相会議」2011年7月21日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/index4.html）。

²¹ 「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—」2011年7月現在, 1頁（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/pdfs/jm_fu_jp_1107.pdf）。

²² 前稿C, 32頁参照。

²³ 「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—2010年10月から2011年11月までの進捗」1頁（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi03/pdfs/fu_1111_jp.pdf）。

は、対象案件全てについて JAIF からの抛出が終了したということになる。そのことは、常識的な解釈に基づけば、この時点までに、各案件について CLV 各国政府（の担当部局）が事前調査などを実施し、その報告書（もしくは申請書）を（JAIF の運用者である）ASEAN 事務局に提出したことを意味する²⁴。

それでは、資金の移転がなされた後、各案件は順調に着手され完遂したのであろうか？

この点に関して、2012年7月10日にプノンペンで開催された第5回日本・メコン外相会合で採択された『東京戦略2012』の実現のための日本・メコン行動計画（以下、東京戦略行動計画と略称）に、以下のような記載がある。ちなみに、この文書は2009～2011年の期間を対象とした「日本・メコン行動計画63」を継承するものとして2012年4月の第4回日本・メコン首脳会議（東京）で採択された文書「東京戦略2012」を具体化するための行動計画である²⁵。

2.7 CLMV 開発及び CLV 開発の三角地帯への支援を強化するための行動及び措置

- ・日本及びメコン地域諸国は、ASEAN 統合基金（JAIF）を用いた CLV 開発の三角地帯のための案件の実施を引き続き加速化する²⁶。

念のために、該当部分の英語原文は、以下の通りである。

Japan and the Mekong region countries will continue to accelerate implementation of projects in the Development Triangle, at the borders of Cambodia, Lao PDR, and Viet Nam (CLV countries) by utilizing Japan-ASEAN Integration Fund²⁷.

「実施を引き続き加速化する」（will continue to accelerate implementation）という表現から、2012年7月の時点において、2008年1月の「覚書」で合意された支援対象案件の中には、すでに完了した案件がある一方で、着手してはいるがまだ完了していないもの、そしておそらくは未だ着手に至っていないプロジェクトが存在する事情が窺われる。

そこで、次の項では、「覚書」の添付リストに列挙された各案件について、その実施状況を見る。ただし、通常の日本政府による円借款や無償資金協力、技術協力と異なって、JAIF を通じた支援は日本外務省や JICA が直接管理、実施する案件ではないため、インターネットで検索しても、関連情報を見出し得ないケースが多々ある。したがって、以下の記述は網羅的なものではない。

²⁴ 前項に引用した通り、2008年1月「覚書」本文によれば、各事業は「裨益国と日本によって各案件の実現可能性が確認」されることが必要であるが、日本政府による確認手続きが、裨益国政府からの報告書もしくは申請書が ASEAN 事務局に提出される以前の段階でなされるのか、あるいは ASEAN 事務局が書類を受理した後になされるのか、関連資料からは判断できない。

²⁵ 前稿 C, 32-36 頁参照。

²⁶ 『東京戦略2012』の実現のための日メコン行動計画 2012年7月10日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/pdfs/jm05_ap2.pdf)。また、『東京戦略2012』の実現のための日メコン行動計画（概要）(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/pdfs/jm05_ap.pdf) をも併照。

²⁷ "Final version: Mekong-Japan Action Plan for realization of the <Tokyo Strategy 2012>", July 10, 2012 (http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/mekong/fm1207/pdfs/jm05_ap3.pdf).

1-4. 「覚書」リストに記載された各案件の実施状況

以下の各項冒頭に付した記号，例えば（a-1）などは，図表1の整理番号に基づく。

a. カンボジアにおける案件

(a-1) ストゥントレン市からプレアロンケル村ソピアックミットに至るラテライト道路および橋梁建設（Construction of Laterite Road and Bridges from Stung Treng Town to Sopheakmit of Preah Romkel Commune）\$985,000.00

(a-3) ラタナキリ州地方開発事務所によりフィージビリティ・スタディが実施されたバンルン市からルンパット郡の3地区に至る全長19キロメートル幅員6メートルのラテライト道路建設計画（The Laterite Road Construction Project from Ban Lung Town to three Districts of Lum Path District with distance of 19 Km and 6 m wide, in which the feasibility study has been conducted by the Office of Rural Development of Ratanak Kiri Province）\$475,000.00

カンボジア農村開発省の中間報告によれば，2008年「覚書」に基づく対カンボジア支援10案件のうち，農村開発省は2つの案件（sub-projects）として，ストゥントレン州域とラタナキリ州域における交通ルート合計2件の建設を委ねられた。その内容は，ラテライト道路，橋梁，排水渠（culverts）の建設である。交通アクセスと社会・経済的条件の改善，農民の生計拡大を通じて，当該地域の貧困削減に資することを目的とする。

ストゥントレン州域では，Otalas から Preah Romkel コミューンの Sopheakmit まで，全長 29.66 km にわたって，幅 6 m の道路，6 橋梁，48 排水溝を建設する。費用は 98 万 5,000 ドルであり，[直接的な] 裨益者は 2 コミューン 10 集落（villages）の 1,263 世帯である。

ラタナキリ州域では，州都バンルン（Ban Lung）からカレン（Kaleng）コミュニティまで，全長 19 km にわたって，幅 6 m の道路を建設する。費用は 47 万 5,000 ドル，[直接的な] 裨益者は 3 郡（districts）5 コミューン，14 集落（villages）の 2,028 世帯である。

以上の中間報告によれば，その所要経費は2案件とも，図表1に示されたJAIFを通じての支援金額と合致している。

さて，2事業の実施のために，農村開発省は2009年8月27日にカンボジア貿易銀行（Foreign Trade Bank）に2つの口座を開設した。これに基づいて，カンボジア経済・財政省は3月25日に，ストゥントレン州域用として29万8,615ドル，ラタナキリ州域用として14万2,881ドルを振り込んだ。

農村開発省による同上中間報告によれば，2011年1月1日から6月30日までの事業活動は，次のように進捗した。

[在プノンペン] 日本大使館からの「事業を承認する」書簡は2010年12月21日付，[カンボジア] 経済・財政相からの書簡は12月30日付で発出された。それを受けて農村開発省の調達委員会（procurement committee）は，2011年1月17日付で Koh Santepheap Daily，また1月18日付で Cambodia Daily の2新聞に入札公告を掲載し，その1か月後の2月17日に公開入札を実施した。ストゥントレン州域については15社，ラタナキリ州域については16社，合計31社が入札書類を購入したが，そのうち実際に応札したのは前者については9社，後者については10社であった。

2011年3月7日に実施された審査の結果，Seak Chhieav Leng Enterprise 社が2案件をともに落札

した。落札価格はストゥントレン州域について 91 万 8,549 ドル、ラタナキリ州域については 36 万 7,550 ドルで、技術者による [当初の] 見積もりをそれぞれ 11.10%と 22.17%下回った。契約は 5 月 17 日に、調達委員会の Sous Kong 副委員長と Seak Chheav Leng Enterprise 社の Seak Chheav Leng 社長の間で結ばれた。[事業開始後の] 2011 年 5 月 19~20 日に、Sous Kong 副委員長が工事現場を視察した。

ストゥントレン州域の事業実施状況は、2011 年 6 月時点で 27.80%、「現時点」[中間報告書 URL に記されている日付から推して 2011 年 8 月時点] で約 40%であって、2012 年 9 月に完成予定である。ラタナキリ州域の事業実施状況は、2011 年 6 月時点で 27.80%、「現時点」で約 50%であって、2012 年 3 月に完成予定である。

事業の進捗に基づいて、ストゥントレン州域については契約額の 27.80%に当る 22 万 9,798.53 ドル、ラタナキリ州域については契約額の 28.74%に当る 9 万 5,087.84 ドルを支払い済みである²⁸。

以上の中間報告の記述よりして、「東京戦略行動計画」が採択された 2012 年 7 月時点では、2 案件ともすでに着工されていたが、まだ完成していなかったわけである。

**(a-2) ラタナキリ州における付帯発電能力 100 キロワットのオカチャン小規模水力発電計画に係る
フィージビリティ・スタディ及び建設 (Feasibility Study and Construction of O Ka Chanh
Micro-Hydropower Development Project. Installed Capacity 100 KW, Ratanak Kiri Province)
\$1,000,000.00**

インターネットで検索する限り、該当案件に関する情報を把握できない。

ただし、カチャン (Ka Chanh) は州都のあるバンルン郡 (district) に属するコミューンであって、そこには 12 m の高さを持つ滝が存在する (州都の中心地から 6 km)。小規模水力発電に適した地形のようであるが、森林に囲まれた観光スポットでもあり、生態環境や自然景観の保全との両立について、課題を抱える案件であると思われる²⁹。

ちなみに、バンルン郡の北に隣接するオーチュム郡 (Ou Chum District) では、日本政府による ODA (無償協力) 案件として小規模水力発電事業 (想定出力 260 kW~300 kW) が 2014 年に着手されている (詳細は次に予定する別稿で取り上げる)。あるいは、カチャンの案件を後回しにして、こちらのほうを優先することになったのかも知れない。

**(a-4) ラタナキリ市における上水道計画 (Clean water supply Project in Ratanakiri Town)
\$1,150,000.00**

**(a-8) モンドルキリ州セン・モノロム市における上水道計画 (Clean Water Supply Project in Sen
Monorom Town of Mondul Kiri Province) \$992,000.00**

²⁸ Ministry of Rural Development, Liaison Office, CLV Development Project, "Progress Report: Laterite Road Construction in Strung Treng and Ratakiri Provinces", January-July 2011 (<http://www.mrd.gov.kh/images/stories/documents/08-2011/clv-23-08-2011.pdf>).

²⁹ SEA Dragon Tours, "Ka Chanh Waterfall" (<http://www.seadragontours.com/ka-chanh-waterfall/#.U2nJrGcU-M8>: 2014 年 5 月 20 日検索); Shining Angkor Boutique Hotel, "Ka Chanh Waterfall" (<http://www.shiningangkorboutiquehotel.com/cambodia-attractions/ka-chanh-waterfall-in-ratanakiri.html>: 2014 年 5 月 20 日検索)。

カンボジア政府が2009年11月に策定した「改定・国家戦略的發展計画」（2009～2013年）は、都市上水道の項で次のように述べている。「日本政府からのグラントでラタナキリ州とモンドキリ州において三角地帯リハビリティ・發展プロジェクトを実施する」（Implement the rehabilitation and development projects in the Triangle Region in Rattanak Kiri and Mondul Kiri provinces under grants from Japanese Government）。

次いで、2010年11月16日の第6回CLV首脳会合（プノンペン）において採択された「改定・三角地帯マスタープラン」（2010）³⁰は、以下のように記している。

[三角地帯に属するカンボジア各州] 全域での上水道供給はまだ制約されており、住民の収入の低さに鑑みて価格が高い。ラタナキリ州での必要量が時間当たり150 m³であるのに、浄水供給能力は時間当たり50 m³にすぎない。とりわけラタナキリにおいて、このギャップは、州全体の住民にとって清潔な水の不足が深刻であることを示している。重要なことは、2004年から2009年の間に料金が低減していないということである。[例えば] ストゥントレンでは、この期間中、料金がm³当り1,500リエルのままであった。しかしながら、[他方で] ラタナキリではm³当り900リエルから1,200リエルへと値上がりし、クラチエでは900リエルから1,400リエルへとラタナキリ以上に値上がりしている。給水時の漏水については、顕著な改善が観察される。[すなわち] ストゥントレンでは35%から26%へ、クラチエで35%から23%へ、ラタナキリで35%から17%へと低下している。2010年には、日本が資金援助する2つのプロジェクト（ラタナキリ市における上水供給プロジェクトとモンドルキリ州セン・モノロムにおける上水供給プロジェクト）が実施されることとなった。クラチエ[市?]とストゥントレン市では、メコン河に沿う3か国（カンボジア、ラオス、ベトナム）に対する浄水・衛生プロジェクト（the Clean Water and Hygiene Project）の下での調査が完了している。また、USAIDによる一つのプロジェクトも、これら州における上水の拡大のために展開中である [アンダーライン引用者、以下同じ]³¹。

ちなみに、同文書は別の個所でも次の通りに述べている。それによれば、上水道についてはハード・インフラのみならず、維持・管理組織も未整備な状況が窺われる。

現状における上水[供給]の深刻な不足と料金の高さは、住民の健康と生活に様々なネガティブな影響を及ぼしている。現在、モンドルキリ[州]には水道局（Water Authority）が存在しない。すなわち、同州にそれを設立することが必要である。上水は国家、ドナー、NGO、及び投資するプライベートセクターの間の協力によって供給され得る。例えば、クラチエ、及び三角地帯に属さないカンボジアの他の州（other non-CDTA provinces）においては、Groupe de Recherches et d'Exchanges Technologiques（GRET）というフランスのNGOが、USAIDからの（上水供給

³⁰ 前稿 A, 25 頁以下を参照。

³¹ "Report on Reviewing, Adjusting and Supplementing the Master Plan for Socio-economic Development in Cambodia-Laos-Vietnam Development Triangle Area up to 2020" (CLV-DT Portal: http://clv-triangle.vn/portal/page/portal/clv_en/819086/1305933?p_page_id=&p_cateid=825523&article_details=1&item_id=8454482), p. 17. 同文書の正式タイトルは以上の通りであるが、本稿では「改定・三角地帯マスタープラン」（2010）と略称する。

システム発展プロジェクトの枠組みでの) 財政的支援を得て、たくさんの地元の企業と協力しつつ、地元利用者に上水を提供している。このようなモデルが、開発の三角地帯に属するカンボジアの他の3州でも検討され、適用されるべきである。と同時に、他のドナーからの支援もまた追及されるべきである。今一つの重要な課題は、現在の上水供給システムを維持し、また漏水を減少させることである。アペンディックスにリスト化されている上水道関連の提案プロジェクトは、真剣かつ緊急の配慮が必要なものである³²。

そして、同文書のアペンディックスに付されたカンボジア関係の提案プロジェクトのリストには、上水道に関わる事業として6案件が記されており、そのうち次の2件が、本項で取り上げているプロジェクトに該当する。

*ラタナキリの [上水] 事業にとっての、新規の追加的上水供給ネットワーク拡張プロジェクト (Project on New Additional Water Supply Network Expansion for Rattanak Kiri Waterworks)

[対象地域] ラタナキリ州

[財源] 関心あるドナー

[予定期間] 2012～2015年

[予算見積もり] 4.50百万ドル

[プロジェクトに関する記述] 上水供給地域を拡大するために、上水供給ネットワークをさらに建設する。浄水プランと若干のネットワークが、日本政府の財源によって設置される [未来形] (Construction further water supply network to expanse coverage area for clean water which water treatment plan and some network will be installing by fund Government of Japan——文法上の誤りは原文のまま)

[担当官庁] MIME [Ministry of Industry, Mining and Energy, 鉱工・エネルギー省]

[提案者] MIME

*モンドルキリ [上水] ネットワークにとっての、新規の追加的上水供給ネットワーク拡張プロジェクト (Project on New Additional Water Supply Network Expansion for Mondulkiri Waterworks)

[対象州] モンドルキリ州

[財源] 関心あるドナー

[予定期間] 2013～2016年

[予算見積もり] 3百万ドル

[プロジェクトに関する記述] 上水供給地域を拡大するために、上水供給ネットワークをさらに建設する。浄水プランと若干のネットワークが、日本政府の財源によって設置される [未来形] (Construction further water supply network to expanse coverage area for clean water which water treatment plan and some network will be installing by fund Government of Japan——文法上の誤りは原文のまま)

³² 同上文書, p. 94.

[担当官庁] MIME

[提案者] MIME³³

「改定・三角地帯マスタープラン」(2010)が採択された2010年11月の時点で、両案件ともに、「日本政府の財源によって設置される〔未来形〕」と記されていることに留意したい。

その実施状況について詳細は分からないが、ただし、インターネットで検索し得た資料の一つは、次のように記している。「2010年に、二つの日本によるプロジェクト、ラタナキリ市の上水道プロジェクトとモンドキリのセン・モノロムの上水道プロジェクトが³⁴、実施された〔過去形〕」(In 2010, two Japanese projects, Clean Water Supply Project for Ratanakiri town and Clean Water Supply Project for Sen Monorom in Mondulkiri, were implemented)³⁴。

上掲の「改定・三角地帯マスタープラン」の記述と矛盾するようにも思われるが、もしもこの情報が正しいければ、「東京戦略行動計画」が採択された2012年7月時点までに、2案件ともすでに完了していたこととなる。

(a-5) ラタナキリ州における在職教員研修用宿舎 (**Dormitory for teachers training (in Service Training) in Ratanak Kiri Province**) \$358,000.00

(a-6) 地域密着型貧困克服観光開発 (**Pro-poor Community Based Tourism Development**) \$750,000.00

(a-7) 開発の三角地帯における環境教育ネットワーク (**Environmental Education Network in Triangle Development Zone**) \$330,000.00

(a-9) カンボジア北東部における開発上価値ある植物遺伝子資源の保全 (**In-Situ Conservation of Plant Genetic Resources for Development Value in the Northeast Provinces of Cambodia**) \$860,000.00

(a-10) 三角地帯の3州における不完全学校補修 (1州あたり5校) (**Upgrade Incomplete School in 3 Provinces of Triangle Area (5 Schools per province)**) \$600,000.00

これらの案件に関しては、インターネット上で検索する限り、関連する情報を確認できない。

(b) ラオスにおける案件

(b-1) セコン県タッテン郡からサラワン県に至る1H号線20キロメートル幅員12メートルのDBST舗装による改修 (**Road #1H Improvement, from That Teng District of Sekong Province connecting to Saravane Province, 20 km, with DBST Road surface 12 m width**) \$4,000,000.00

2011年に在ラオス日本大使館が作成した「ラオス各県の概要」に挿入された付表・セコン県「最近の経済協力実績」のうち、「その他(日・アセアン統合基金)」の欄には5案件が列挙されており、

³³ 同上文書, pp. 178-179.

³⁴ Seang Phymol, Chay Keartha, Suon Seng, Edsel Sajor and Rutmanee Ongsakul, "Development of Water Resource Infrastructures and Livelihood Benefits: A Case of Lower Sesan 2 Project, Cambodia", Challenge Program for Water and Food Mekong (CPWF Mekong): Mekong Project 4 on Water Governance, p. 15.

他方、2004年11月28日のCLV首脳会議（ヴィエンチャン）で正式採択された「三角地帯マスタープラン」(2004)³⁷には、以下のような記載がある。

サラワン県はラオスの中部と南部の間、及びタイとベトナムの間のランド・リンクに関して、地理的なアドバンテージを持つ。かくして、道路や通信といったインフラの整備は、県政府にとって中核的な優先性を有する。ラオスとベトナムの国境に沿う Napong-Saravan 間の 15 号線（未舗装、220 km）を含めて、国道及び戦略的な意義を持つ県道は、定期的に管理されているが、乾季にしか利用できない。さらに、メコン河に沿った道路建設プロジェクト [複数] は、まだ調査段階にある。都市間の道路アクセスは徐々に改善され管理されている。例えば、1H 号 (Saravan-Sekong, 21 km)、[道路ナンバー欠落] 舗装道路 (Laognam-Khongsedon), S3 号 (71 check point-Hue), そして 8 つの郡 (districts) 域内の農村道路である (アンダーライン引用者、以下同じ)³⁸。

次に、2010年11月に採択された上述の「改定・三角地帯マスタープラン」(2010～2020)を見ると、「三角地帯マスタープラン」(2004)の実施状況を概観する第1部の中に、次のような記載がある。

1H 号道路（セコン県 Thatheng からサラワン県 Ban Beng に至る）の建設は、日本政府からの 400 万米ドルの無償協力 (money granted) によって、2009 年 5 月 4 日に着工、2010 年 5 月 28 日に完成した³⁹。

以上の記述から、当該事業は「東京戦略行動計画」が採択された2012年7月時点までに、すでに完了していたこととなる。

なお、同上資料に添付されている「ラオスにより提案された優先案件リスト」のサラワン県の項を見ると、以上の事業と対象を同じくする道路区間に関して、次のような案件が追加的に実施される予定となっている。

[サラワン県の] Ban Beang Oudom の三叉路からセコン県 Thatang 郡における 16 号道路との三叉路までの 1H 号 26 km のアスファルト道路への改良事業

[経費見積もり] 9,521 千米ドル

[財源] (国内) 0, (贈与) 0, (借款) 9,521 千米ドル

[資金提供者] 日本

[事業期間] 2015～2018 年⁴⁰

すなわち、JAIF を通じた無償資金 400 万ドルによって 2010 年 5 月にいったん事業が終了した道路

³⁷ 前稿 A, 12 頁以下を参照。

³⁸ “Socio-economic development master plan for Cambodia-Laos-Vietnam development triangle” (2004), Annex 2 (S2-1-3) (CLV-DT Portal: http://clv-triangle.vn/portal/page/portal/clv_en/819086/1305933?p_page_id=819086&p_cateid=825523&article_details=1&item_id=8597958). 以下、本文書を「三角地帯マスタープラン」(2004)と略記。

³⁹ 「改定・三角地帯マスタープラン」(2010) p.9.

⁴⁰ 同上資料, p. 206.

区間に対して、日本政府が改めて952万ドル余りの「借款」(loan)を提供し、2015年以降に改良工事を実施する予定ということになる。2010年の工事が不完全であったのか、それとも工事から5年以上を経過すれば路面が摩耗、劣化するので、再度の改修工事が必要だということなのか、以上の情報だけでは俄かに判断し難い。

いずれにせよ、同じ区間に日本政府からの資金が繰り返し提供される事実は、その対象となる道路が重要なものであることを示唆している。実際、同上資料には、CLV「開発の三角地帯」における道路ネットワークに関して、次のような記載がある。

大都市センター、経済的センター、大規模な経済的・技術的施設は、重要な垂直的、水平的な軸(axes)に沿って立地する。すなわち、西部の垂直軸は13号(ラオス)と7号(カンボジア)、東部の垂直軸はホーチミン・ルート(ベトナム)、中央の垂直軸は1G号、1H号、1I号、1J号(ラオス)、76号と78A号(カンボジア)、及び686号(ベトナム)であり、水平軸は18A号と18B号(ラオス)、40号と19号(ベトナム)、及び78号(カンボジア)の各道路である⁴¹。

また、同じ資料の別の箇所では、「南北経済回廊(1)」(North-South Economic Corridor(1))という小見出しのついた段落で、ラオス領域の1J, 1I, 1H, 1Gの各号道路を列挙し、それに続けて次のように記す。

この経済回廊はラオスの南北を連結する13号道路に平行しており、三角地帯にとって経済上のカギ(the key of economic)となる。この経済回廊はまた、ラオス・カンボジア国境からDTA(三角地帯)各県を経て、GMS枠組み協力において東西経済回廊として知られる9号道路に接続する1本の経済線(a single economic line)である。この回廊は[ラオスの]南部-中部-北部にとっての物資輸送のための回廊であり、カンボジア-ラオス-中国の物資輸送のための回廊の一つである⁴²。

すなわち、ラオス領の西端をメコン河に沿って南北に縦断する13号線とは別に、(それと並行して)国土の中央部を南北に縦貫する道路ネットワーク(1H号を含む1号線ネットワーク)を、今一つの「南北経済回廊」と位置づけている。

(b-2) アタプー県セコン川架橋建設 (Construction of Bridge cross the Sekong River of Attapeu Province) \$2,600,000.00

この案件については、上述の2011年7月の第4回日本・メコン外相会議に提出されたフォローアップ資料では、「ラオス・アタプー県セカマン橋建設案件(2011年3月終了)[1.2]」⁴³といったん

⁴¹ 同上資料, p. 148.

⁴² 同上資料, p. 156.

⁴³ 「日メコン首脳会議フォローアップ-我が国の取組-」2011年7月現在, 1頁(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/pdfs/jm_fu_jp_1107.pdf).

記されたが、その後 2011 年 11 月の第 3 回日本・メコン首脳会議に提出されたフォローアップ資料では、「ラオス・アタプー県セカマン橋建設案件（2012 年 8 月完工予定）[1.2]」と記されている⁴⁴。

以上から、同プロジェクトは実際に着工されたが、その完成が予定より遅延していた様子が窺われる。最終的に、同橋梁の開通式が挙行されたのは、次に引用する在ラオス日本大使館の関連情報によれば、2013 年 8 月のことであった。

セカマン第 2 橋の開通式 2013 年 8 月 26 日

2013 年 8 月 26 日、アタプー県サマッキーサイ郡において、セカマン第 2 橋の開通式が行われました。日本側からは横田順子・駐ラオス大使が、ラオス側からはソムサワート・レンサワット副首相、カムパン・ポムマタット・アタプー県知事を始めとし、多数の関係者が出席しました。このプロジェクトは日アセアン統合基金（JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund）による「カンボジア・ラオス・ベトナム開発の三角地帯支援案件」の一つであり、セカマン第 2 橋の建設に当たっては、JAIF を通じて日本から 260 万ドルを支援し、必要な予算の残りをラオス政府が措置しました。

セカマン第 2 橋により、国道 18B 号線と国道 1J 号線が接続されることとなり、国道 18B 号線はベトナムへ、国道 1J 号線はカンボジアに繋がっています。そのため、橋の建設はアタプー県の住民の生計向上、運輸交通の利便性を向上させるだけでなく、「開発の三角地帯」と呼ばれるカンボジア、ベトナムといった近隣国の開発も期待できます。

開通式では、国家主席令に基づき、ラオス政府から日本政府に対しメダル及び記念の楯が授与されました。

セカマン第 2 橋が、適切な維持管理のもとに未永く有効に活用されることが期待されています⁴⁵。

以上の文章には、JAIF を通じての支援案件であることが明記されている。そして、外相間で署名された「覚書」（図表 1）では「セコン川架橋」と仮称されていたものが、実際には「セカマン第 2 橋」と命名され、地元住民の生計向上に資するのみではなく、ベトナム及びカンボジアとの国境に至る交通ルートの改善、ひいては近隣諸国の開発にもつながることが強調されている。

より具体的に、同橋の開通によって、「国道 18B 号線と国道 1J 号線が接続」されたと述べられているので、18B 号線と 1J 号線国道がラオス国内、ひいては CLV 「開発の三角地帯」においてどのような意義を持つルートであるのかを、以下に確認する。

前項に引用した「改定・三角地帯マスタープラン」（2010）の記述によれば、国道 18B 号線は「三角地帯」における「水平軸」の一つであり、国道 1J 号は「三角地帯」における「中央の垂直軸」、もしくはラオス領域における「南北経済回廊（1）」の一部を構成する。

すなわち、18B 号線はラオス・ベトナム間の Phoukuer [ラオス側]-Bo Y [ベトナム側] 国境チェッ

⁴⁴ 「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—2010 年 10 月から 2011 年 11 月までの進捗」1 頁 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi03/pdfs/fu_1111_jp.pdf)。

⁴⁵ 在ラオス日本大使館「セカマン第 2 橋の開通式」2013 年 8 月 26 日 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/other_assistances/hikiwatashi250826.html)。

クポイントを東の起点とし、そこから Saysetha 郡を経て西進し、アタプー県 Samakhixay で 18A 号に接続する（その途中で 1J 号と交差）。18B 号線の総延長 111.9 km は全区間の建設が終了しており、かつ国際国境チェックポイントが 2008 年 1 月 18 日に正式開通している。

他方、1J 号線は（ラオスにおける）「第 1 の垂直的道路」の一部を構成する。すなわち、アタプー県のラオス・カンボジア国境を南の起点とし、そこから北上して水平的道路である 18B 号と Samakhixai 郡で交差し、1I 号に接続する「背骨をなす道路」（spinal road）である⁴⁶。

以上の記述から、セカマン第 2 橋はラオス・ベトナム国境を東の起点として西進する水平軸と、ラオス・カンボジア国境を南の起点として北上する垂直軸との交点に位置し、両者を接続する役割を果たすことが確認できる。

(b-3) アタプー県プーンヴォン郡及びサラワン県サラワン郡における農業開発計画（Agriculture Development Projects in Phoungvong District, Attapeu Province and Saravane District of Saravane Province）\$300,000.00

2011 年に在ラオス日本大使館が作成した「ラオス各県の概要」の付表・アタプー県「最近の経済協力実績」における「その他（日・アセアン統合基金）」の欄には 3 案件が記されているが、その中で農業に関連するのは次の 1 件である（マルで囲んだ数字は、原表のまま、以下同じ）

① プーンヴォン郡農業技術サービスセンター建設計画（150,000 米ドル）⁴⁷

同じくサラワン県「最近の経済協力実績」表における「その他（日・アセアン統合基金）」の欄には 8 案件が記されているが、その中で農業に関連するのは次の 1 件である。

① ファイ・チャルアイ灌漑システム建設計画（150,000 米ドル）⁴⁸

日本政府が約束した 30 万ドルが折半されて、以上の 2 案件に振り向けられたことが分かる。ただし、2 案件の実施状況や完成時期などについては、詳細な情報を検索できない。

(b-4) サラワン、セコン、アタプー各県における小学校建設 7 件（Primary School and Construction 07 Units in Saravan, Sekong and Attapeu Provinces）\$300,000.00

前項に述べた在ラオス日本大使館の資料によれば、サラワン県に対する JAIF を通じての 8 案件のうち小学校建設は、次の 2 件である。

② トウムラン郡小学校建設計画（30,000 米ドル）

③ トウムラン郡小学校建設計画（30,000 米ドル）⁴⁹

同じ資料によれば、セコン県に対する JAIF を通じての 5 案件のうち小学校建設は、次の 1 件である。

⁴⁶ 「改定・三角地帯マスタープラン」（2010）p. 9, 及び p. 83.

⁴⁷ 在ラオス日本大使館「ラオス各県の概要」アタプー県, 2011 年 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/content_japan_laos_relations/laos/17attapeu.pdf).

⁴⁸ 在ラオス日本大使館「ラオス各県の概要」サラワン県, 2011 年 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/content_japan_laos_relations/laos/14saravan.pdf).

⁴⁹ 同上資料。

②ラマン郡カサンカン村小学校建設計画（45,000 米ドル）⁵⁰

同じ資料によれば、アタプー県に対する JAIF を通じての 3 案件のうち小学校建設は、次の 2 件である。

②サマキサイ郡マイ村小学校建設計画（30,000 米ドル）

③アタプー県サマキサイ郡ターヒン村小学校（30,000 米ドル）⁵¹

以上の 5 案件の合計で 16.5 万ドルとなり、日本政府による約束金額 30 万ドルには、あと 13.5 万ドル足りない。しかるに、セコン県の欄には、JIAF を通じた支援として、次の中学校建設の 3 案件がリストアップされている。

③ダクチュン郡ダカレン村中学校建設計画（45,000 米ドル）

④ダクチュン郡ノンニユン村中学校建設計画（45,000 米ドル）

⑤ダクチュン郡ポンサヴァン村中学校建設計画（45,000 米ドル）⁵²

以上 3 案件の合計は、まさに 13.5 万ドルである。すなわち、もともと小学校建設に振り向けられるはずであった資金の一部が、セマン県については、小学校 1 件と中学校 3 件に配分されたものと判断される。あるいは、後者 3 件は名称の上では中学校となっているが、同時に小学校を併設する施設であったのかも知れない。

なお、以上のリストのうち、セコン県とアタプー県については具体的な対象村落が明記されているのに対して、サラワン県の場合にはそれがない。同県については、計画がまだ煮詰まっておらず、とりあえず件数（そして配分金額）だけを定めたということであろうか。

(b-5) サラワン県ラコーンペーン及びサムアイにおける地方病院建設（Construction of District Hospitals in Samuay and Lakhonepheng, Saravan Province）\$300,000.00

前 2 項と同じ在ラオス日本大使館の資料には、サラワン県に対する JAIF を通じての案件の一つとして、次の名前が見える。

④ラホンペン郡病院建設計画（113,066 米ドル）⁵³

「覚書」添付リストの「ラコーンペーン」（Lakhonepheng）とカタカナ表記が異なるが、同じ地名であると見なして差支えない。

他方、「サムアイ」（Samuay）郡については、「地方病院建設」に該当する案件名が見えない。その代わりに、在ラオス日本大使館の同上資料には、サラワン県内の村保健所建設計画として、次の 4 案件が記されている。

⑤コンセドン郡ナメク村保健所建設計画（43,998 米ドル）

⑥ラオガム郡オンノイ村保健所建設計画（42,472 米ドル）

⑦ヴァピ郡ヴァピ村保健所建設計画（42,472 米ドル）

⁵⁰ 在ラオス日本大使館「ラオス各県の概要」セコン県，2011 年（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/content_japan_laos_relations/laos/15sekong.pdf）。

⁵¹ 注 47。

⁵² 注 50。

⁵³ 注 48。

⑧サラワン郡ブンカム保健所建設計画 (57,992 米ドル)⁵⁴

以上の案件④と⑤～⑧の金額を足すと、ちょうど 30 万ドルとなる。そのことから、「覚書」調印時点ではサムアイ郡（その英語表記は一般的に Sa Mouay District）の病院建設に充てるはずであった金額が、他の 4 郡の、しかも村落レベルの保健所建設事業に回されたものと判断される。

ちなみに、前稿 D に言及した通り、「サラワン県サモアイ郡立病院建設計画」については、2007 年度の草の根・人間の安全保障無償支援として別途実施されている⁵⁵。つまり、もともと「覚書」において合意された郡レベルの基幹病院については、日本政府からの直接的な支援（2 国間 ODA）で建設されることになったため、それに代わるものとして、村落レベルの保健所 4 件に対して JIAF 資金が投入されたこととなる。

(c) ベトナムにおける案件

(c-1) コントゥム省トゥーモーロン郡における少数民族のための基礎教育及び職業訓練融合寄宿型高等学校の建設 (To Build a Boarding Upper Secondary School for Ethnic Minorities, of Which Basic Education is Combined with Vocational Training in Tu Mo Rong District, Kon Tum Province) \$900,000.00

(c-2) コントゥム省サータイ郡サータイ町における草の根ヘルスセンターのインフラ整備及び基礎的医療機材供給 (To Improve Infrastructure and Supply of Basic Medical Facilities for a Grass Root Health Care Center in Sa Thay town, Sa Thay District, Kon Tum Province) \$843,000.00

(c-3) コントゥム省トゥーモーロン郡における病院建設 (To Construct a Hospital in Tu Mo Rong District, Kon Tum Province) \$800,000.00

(c-4) 地元住民の生活用水及び農業用水供給のための小規模かんがい施設建設 (To Build Small-Scaled Irrigation Stations to Supply Water for Agriculture Production and Living of Local People) \$375,000.00

(c-5) 能力開発、地方経済開発及びインフラ開発の実施を通じたコントゥム省ダックグレイ郡における少数民族のための貧困削減 (Poverty Reduction for Ethnic Minority People in Dak Glei District, Kon Tum Province through Implementation of Capacity Building, Rural Economic Development and Infrastructure Development) \$350,000.00

(c-6) コントゥム省トゥーモーロン郡ダックハー地区における上水システム (The Clean Water System of Dak Ha Commune, Tumorong district, Kon Tum Province) \$150,000.00

(c-7) コントゥム省コンライ県ダクトレー地区の 6 村における上水供給 (Clean Water Supply in Six Villages of Dak To Re Commune, Kon Ray District, Kon Tum Province) \$110,000.00

以上の 7 案件について、その詳細情報を検索できないが、そのうちの 6 案件がコントゥム省を対象とするものであることが注目される。

ちなみに、ベトナム統計局の『ベトナム統計年鑑』2012 年版を見ると、「開発の三角地帯」に属する各省の 2010 年における一人当たり月平均収入と人口密度、総面積は、図表 3 の通りである。比較の

⁵⁴ 注 48。

⁵⁵ 前稿 D, 28 頁。

図表 3. 「開発の三角地帯」に属するベトナム各省の一人当り月平均収入, 人口密度, 総面積 (2012 年)

省	一人当り平均月収 (1,000 VN ドン)	人口密度 (人/平方 km)	総面積 (平方 km)
コントゥム省	947	47	9,690
ザーライ省	1,027	85	15,537
ダクラク省	1,068	135	13,125
ダクノン省	1,039	79	6,516
ラムドン省	1,257	125	9,774
中部高原地域合計・平均	1,088	97	54,641
ビンフオック省	1,526	132	6,872
ハノイ市	2,013	2,013	3,329
ホーチミン市	2,737	3,589	2,096

出所: General Statistics Office, Statistical Yearbook of Vietnam, 2011, Statistical Publishing House, Hanoi, 2012. 一人当り月収は, pp. 655-657. 人口密度と総面積は, pp. 59-60.

ために, 同じく中部高原地域に属するラムドン省 (省都は高原の保養地として有名なダラット), 及びハノイ市, ホーチミン市の数値も引用する。なお, 2010 年 3 月の CLV3 国合意によって「三角地帯」に編入されたビンフオック省は, ベトナムの地方区分に基づけば, 「中部高原」地域には属さず, (ホーチミン市と同じく) 「東南部」地域に属する。

図表 3 に基づけば, 「三角地帯」に属するベトナム各省の中で, コントゥム省は面積の上では中規模であるが, 一人当り月収において相対的に低く, また人口密度において最も過疎である。そのようなコントゥム省に対して, JAIF を通じた支援が最も手厚く配分されていることがわかる。

さらに, そのコントゥム省の中でも, トゥーモーロン郡における支援事業が 3 件と突出している。この点に関連して, 「改定・三角地帯マスタープラン」(2010) は, 「三角地帯マスタープラン」(2004) の成果を概説した部分で, 次のように述べている。

2006～2010 年の貧困基準に基づけば, 三角地帯に属する中部高原における 2005 年の貧困率は 29%であったのが, 2009 年には約 15%に減少した。現在, 三角地帯に属する中部高原各省の中で, 全国で 62 の貧困郡のリストに入るのは, コントゥム省の Kon Plong と Tu Mo Rong の 2 郡のみである⁵⁶。

すなわち, トゥーモーロン (Tu Mo Rong) は「三角地帯」に属するベトナム各省の中で, 最も貧しい郡の一つであり, その郡に対して JAIF を通じての支援が重点的に実施されたこととなる。ただし, 同じく最も貧しい郡とされる今一つのコンプロン (Kon Plong) については, 支援の対象となっていない。

ちなみに, 前稿 D で取り上げた, 「三角地帯」に属するベトナム各省を対象とする 2005～2007 年度の草の根・安全保障無償支援は, (判明する限りにおいて) 全部で 11 件, そのうちトゥーモーロン郡 (Tu Mo Rong) に対するものが 2 件あるのに対して, コンプロン (Kon Plong) 郡に対する案件は,

⁵⁶「改定・三角地帯マスタープラン」p. 63.

やはり見当たらない。

貧困の程度という意味では同様な条件にあるにもかかわらず、2郡に対する扱いが相違している理由については不詳である。

ちなみに、2011年4月20日付でベトナム首相が承認したコントゥム省の10か年計画に付された優先的プロジェクトのリストには、トゥーモーロン郡に関して少数民族のための寄宿制高校と郡病院の建設の2案件（双方ともJAIFによる支援対象）、コンブロン郡については道路建設・修復の2案件（JAIFによる支援が約束されていない）が計上されている⁵⁷。

**(d) 3国共通の案件：カンボジア・ラオス・ベトナム（CLV）「開発の三角地帯」における道路改修
フィージビリティ・スタディ（The Feasibility Study of the Road Improvement on the Cambodia-
Laos-Vietnam (CLV) Development Triangle) \$1,500,000.00**

日本外務省が2009年4月付で作成した日本ASEAN統合基金（JAIF）に関する概説資料（前述）は、「最近実施した主な支援事業」のうちの2008年度承認案件の一つとして、「カンボジア・ラオス・ベトナム（CLV）『開発の三角地帯』における道路改修フィージビリティ・スタディ」の件名のみを記す⁵⁸。

本事業の実施監理を請負った一般社団法人・日本国際協力システム（JICS）の関連資料（複数）によれば、同案件の決定に至る経緯は、次の通りである。——2007年6月に実施された日本・CLV事務レベル協議において、インドシナ3か国から「最優先プロジェクト」として、当該案件が提案された。2008年1月の第1回日本・メコン外相会議の際に日本・CLV外相間で調印された「覚書」によって、JAIFからの資金150万ドルの活用が正式に決定された。これを受けて、2008年3月3日にASEAN事務局とJICSの間で調達監理契約が締結された。

調査対象となったのは、インドシナ半島を「縦に伸びる」、すなわち南北に縦貫する、主要幹線道路全長約609.5 km、その内訳はカンボジア領内362.3キロ、ラオス領内186キロ、ベトナム領内61.2キロである。改修工事（一部は新設）のためのフィージビリティ・スタディ（F/S:実行可能性調査）を3か国の各地で実施し、2009年2月に、自然保護や環境負荷などを踏まえた最終的報告書を、各関係機関に提出した。今後改修計画などの基礎資料として活用される予定である。道路の補修を通じて、「ミッシング・リンク」を繋げ、三角地帯を活性化することを予期する⁵⁹。

JICS資料の一つは、調査地域に関して「幹線道路といいながら、車が通れないほど狭い道や危険な橋もありました」⁶⁰と述べている。これより推して、本事業の調査対象となったのは、インドシナ半島の背骨を構成するアンナン山脈（チュオンソン山脈）に沿って、カンボジア東北部からラオス中

⁵⁷ “Decision No. 5811QD-TTg of April 20, 2011, approving the master plan on socio-economic development of Kon Tum province through 2020” in *Cong Bao*, nos. 233-234, April 30, 2011 (FAO: <http://faolex.fao.org/docs/pdf/vie107033.pdf>).

⁵⁸ 外務省「日・ASEAN統合基金（Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF)）」2009年4月 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/jaif.html).

⁵⁹ 日本国際協力システム『年報』2007年度、第1部、9-10頁 (http://www.jics.or.jp/pdf/jics2007_2.pdf); 同『年報』2008年度、第1部、8、9-10頁; 同『20年の歩み』第2章、48頁 (http://www.jics.or.jp/pdf/20ann_3.pdf); Japan International Cooperation System, “Cambodia/Laos/Vietnam: The Feasibility Study of the Road Improvement on Cambodia-Laos-Vietnam (CLV)” (http://www.jics.or.jp/jics_html-e/ie/Cambodia/Laos/Vietnam).

⁶⁰ 日本国際協力システム『20年の歩み』（前掲）第2章、48頁。

中央部やベトナム高原部を縦貫する道路ネットワークであったと判断される。

最終的な報告書を著者は未見であるが，その報告・提案内容は，CLV3 三国首脳によって 2010 年 11 月に採択された「改定・三角地帯マスタープラン」（2010）の記述などに反映されていると考えられる。

なお，本事業の調達監理を請負った財団法人・日本国際協力システム（JICS）は，「ODA の実施に関して公的機関を支援する公正・中立な調達の専門組織」として，1989 年 4 月に外務大臣による設立許可をもって発足した。主な活動分野は，ODA に関わる調達監理，無償案件調査，仕様書作成・購送業務である⁶¹。

ちなみに，JICS は本案件に続けて 2009 年度から，やはり JAIF 資金を活用した支援案件「東西経済回廊・南部経済回廊物流効率化プログラム」を受注している。ただし，その支援対象は東西回廊のラオバオ（ベトナム側）・デンサワン（ラオス側）間の通関業務円滑化や，カンボジアのポーサット州，ラオスのサワナケット県における「道の駅」建設などであって，本稿で検討している CLV 「三角地帯」には直接裨益しないと考えられる⁶²。

2. 「覚書」リスト以外の日本・ASEAN 統合基金（JAIF）を通じた支援案件

2-1. カンボジア東部 5 州における地雷・不発弾処理事業

日本外務省が 2009 年 4 月付で作成した日本 ASEAN 統合基金（JAIF）に関する上述資料末尾の「最近実施した主な支援事業」，すなわち 2006～2008 年度に承認した事業合計 15 件の中には，前節に取り上げた CLV3 国共通の「道路改修フィージビリティ・スタディ」とともに，次の 2 件の名前が列挙されている。

[2006 年度承認分] カンボジア東部 5 州における地雷・不発弾処理事業

[2008 年度承認分] カンボジア東部 4 州及び西部州における地雷・不発弾処理事業⁶³

すなわち，2008 年 1 月に日本・CLV 外相間で「覚書」が調印される以前の 2006 年度に，カンボジア東部 5 州に対する支援が JAIF を通じてなされ，さらに追加的な事業が 2008 年度に，「覚書」リスト以外のプロジェクトとして承認されたことなる。

このうちの 2006 年度分については，日本外務省が 2007 年 6 月に作成した資料「日本の対人地雷対策支援（1998～2006 年）」に，「代表的プロジェクト例」の一つとして，次のように記されている。

カンボジア東部 5 州における地雷・不発弾処理事業（2006 年 12 月～1 年間，約 4,200 万円）：日 ASEAN 統合基金により，CMAC（カンボジア地雷対策センター）の活動を支援⁶⁴。

⁶¹ 日本国際協力システム『20 年の歩み』第 1 章，16-17 頁（http://www.jics.or.jp/pdf/20ann_2.pdf）。

⁶² 国際協力システム『年報』2009 年度，第 1 部，21 頁（http://www.jics.or.jp/pdf/jics2009_2.pdf）；同『年報』2010 年度，第 1 部，16-17 頁（http://www.jics.or.jp/pdf/jics2010_2.pdf）；同『JICS Report』No. 78，2011 年 4 月 25 日，4-5 頁（http://www.jics.or.jp/pdf/jicsreport_201104.pdf）。

⁶³ 日本外務省「日・ASEAN 統合基金（Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF)）」2009 年 4 月（前掲 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/jaif.html）。

⁶⁴ 日本外務省「日本の対人地雷対策支援（1998～2006 年）」2007 年 6 月（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/shien.html>）。ちなみに，「代表的プロジェクト例」として，その他にニカラグア，ラオス・シンクアン省の 2 事業が記されている。後者（一般的にはシエンクアン県と表記される）は，ラオス北部を対象とするものであって，本稿が問題とする「三角地帯」には含まれない。

同事業の実施団体として名前が上がっている CMAC（カンボジア地雷対策センター）は、国連による暫定統治（UNTAC）期間の 1992 年に設立されたカンボジアの政府機関であって、2000 年に一種の独立法人（autonomous national organization）となった。主な活動は、土地の調査とリリース、地雷・不発弾（UXO）処理、地雷・不発弾のリスク教育と訓練、調査・開発である⁶⁵。本部はプノンペンにあり、コンポンチャムに置かれた第 5 支部（CMAC Demining Unit 5 in Kampong Cham）が、「三角地帯」に属するカンボジア各州での活動を統括している⁶⁶。

他方、JICA カンボジア事務所が 2008 年 1 月に作成した文書は、次のように述べている。

これまで日本政府が行ってきた「地雷・不発弾処理に関する」援助はほとんどが CMAC の活動に對するものであり、次の 5 つのスキームに分類できる。

- ① UNDP 信託基金および日本アセアン統合基金への拠出
- ② 対人地雷草の根無償（草の根・人間の安全保障無償資金協力）
- ③ 一般プロジェクト無償（資機材の調達）、フォローアップ協力によるスペアパーツの調達
- ④ 技術協力（個別専門家の派遣）
- ⑤ 研究支援無償⁶⁷

以上のうちの①に関して、さらに次のように述べる。

(1) UNDP 信託基金および日本アセアン統合基金への拠出（後者は 2006 年から）

UNTAC [国連暫定統治] 直後、UNDP はカンボジアにおける地雷除去のために信託基金を設置し、日本もこれに拠出してきた。この UNDP 信託基金への拠出金の 1999～2006 年の累計金額は 11,526,000USD（約 14 億円）であり、日本は、オーストラリア・オランダ・スウェーデンとならぶ主要な拠出国の一つであった。

他方、日本は 2006 年 3 月、アセアン諸国の統合に向けた努力を支援すべく同諸国と共に JAPAN-ASEAN Integrated Fund (JAIF) を設立し、2006 年から 5 年間で 75 億円を拠出することを決定した。この中で、インドシナ地域の地雷除去や不発弾処理の予算も確保され、「Guidelines for Projects Related to Mines and Unexploded Ordinance」に基づき、タイ・ラオス・ヴェトナム・カンボジアでの地雷・不発弾除去を支援することとなった。これを契機に日本政府は、カンボジアに対して従来の UNDP 信託基金への拠出を 2005 年度限りで止め、2006 年度より JAIF を通じて支援することとした。この支援枠組みを通じて、CMAC は 2006 年 7 月末、東部地域における不発弾処理につき 376,910USD（約 4,300 万円）の資金を要請し、2007 年 2 月から処理活動を実施してきた。また、CMAC は、更に 2007 年 7 月に、北西部地雷除去と東部不発弾処理にかかる支援を要請した（1,998,974USD）（アンダーライン引用者）⁶⁸。

⁶⁵ 次注に示す資料の原文では、“the key areas of Survey and Land Release, Mine and UXO Clearance, Mine and UXO Risk Education and Training, Research and Development”となっている。

⁶⁶ Cambodian Mine Action Center, “A Brief-CMAC History” (<http://cmac.gov.kh/en/article//history-of-cmac.html>: 2014 年 5 月 23 日検索)。

⁶⁷ 国際協力機構（JICA）カンボジア事務所「カンボジア人間の安全保障実現化のための CMAC 機能強化プロジェクト：事前評価・実施協議報告書」2008 年 1 月、27 頁 (http://www.jica.go.jp/project/cambodia/0701732/pdf/cmac_report_01.pdf)。

⁶⁸ 同上資料、27 頁。

以上の記述の末尾にある2006年7月末に資金を要請した「東部地域における不発弾処理」376,910USD（約4,300万円）というのが、本項冒頭に引用した（2006年度承認分）「カンボジア東部5州における地雷・不発弾処理事業」に該当する。他方、2007年7月に資金を要請した「北西部地雷除去と東部不発弾処理にかかる支援」（1,998,974USD）が、本項冒頭に引用した（2008年度承認分）「カンボジア東部4州及び西部州における地雷・不発弾処理事業」に該当する。

それぞれの対象地域は「東部5州」、そして「東部4州及び西部州」と記されているので、「三角地帯」に属する3州のみならず、その他の州でも事業が展開されたこととなる。

2-2. ラオス不発弾処理プログラム

日本外務省による2009年4月付の上述資料「日・ASEAN統合基金」末尾の「最近実施した主な支援事業」、すなわち2006～2008年度に承認した事業合計15件の中には、ラオスに関わる案件として、次の1案件の名前が載る。

[2007年度承認分] ラオス不発弾処理プログラム（食料安全保障及び教育への支援の一環として）⁶⁹ただし、この事業の対象地域が「三角地帯」に属する諸県であったのか否かは確認できない。

それ以外に、2011年11月の第3回日本・メコン首脳会議に日本外務省が提出したフォローアップ資料には、項目[5.7]⁷⁰に関わる案件として、次の事業が示されている。

ラオス・アタプー県におけるJMASの活動に対するJAIFを通じた支援（10年3月終了）[5.7]⁷¹

これは明らかに、JAIF資金を活用した「三角地帯」を対象とする案件である。ただし、以上の記述で、事業終了の時期が2010年3月となっているのは誤りである。事業を担当したJMAS（日本地雷処理を支援する会）の資料によれば、当該案件は同会にとってJAIF資金を活用した「初めて」の事業であり、かつその実施期間は2010年4月1日から2011年3月末までであった。

すなわち、2010年5月付のJMAS資料（日本語）は、次のように述べる。

本年[2010]4月1日からJMASとしては初めて、日ASEAN統合基金（JAIF: Japan-Asean Integration Fund）を使用して、ラオス南部のアタプー県で不発弾処理事業を開始しました。JAIFは、2015年までのASEANの域内格差是正を中心に統合を進めようとするASEANの努力を支援するため、2005年12月に開催された日ASEAN首脳会議において日本が支援することを表明し、2006年3月、本基金が設置されたものです。

ベトナム、カンボジアと接するこの地域はベトナム戦争時にホーチミンルートとして利用された地域で、ラオスでも有数の不発弾汚染地域となっています。また、カンボジア・ラオス・ベトナムが接するこの地域は「CLV開発の三角地帯」と称する開発が遅れている地域です。それでも

⁶⁹ 日本外務省「日・ASEAN統合基金（Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF)）」2009年4月（前掲http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/jaif.html）。

⁷⁰ ちなみに、2009年11月の第1回日本・メコン首脳会議で採択された「日本・メコン行動計画63」の第[5.7]項には、次のような記述がある。「日本は、NGOと協力し、2009年のケツターーナ台風により甚大な被害を受けた、開発の三角地帯のラオス側における不発弾処理を支援する」。以上の言及が本項で問題としている案件を意味するのか、あるいは他のスキーム（草の根無償など）を通じて実施された案件を指すのかは、俄かに判断しがたい。

⁷¹ 「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—2010年10月から2011年11月までの進捗」4頁（前掲http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi03/pdfs/fu_1111_jp.pdf）。

現在は、アッタプーからベトナム国境に向かって立派な舗装道路が整備され、日本企業の開発の動きも出てきており、今後の開発が進むことが期待されています。

JMAS ラオスでは「日本の顔の見える支援」を期待する日本政府の要請を受け、新たな支援を検討してきました。紆余曲折はあったものの、ラオス政府がアッタプーでの支援を強く期待したこともあり、2010年1月下旬までにASEAN 関係国の承認を取り付け、2月10日にラオス政府との調印に漕ぎつけました。

JMAS は以前シェンクワンで勤務した経験を有する中條専門家を配置し、2011年3月末までの1年間の予定でアッタプー県の不発弾処理のための技術移譲、現場での処理のアドバイス及び管理支援等を実施します（アンダーライン引用者、以下同じ）⁷²。

2010年6月21日付のJMASの別資料（英語）も、次のように記している。

2010年3月にJMASとUXO Laoはアッタプー県における不発弾除去のための業務協定（a service agreement for the UXO Clearance Project in Attapue Province）に調印した。本事業は日本・ASEAN 統合基金（JAIF）から72,500米ドルの支援を受け、2010年4月から2011年3月31日まで実施される。同期間に「JMASの技術アドバイザーがラオスUXOと協力して省全域から不発弾を除去する。5月18～21日、同チームはラオスとカンボジアの国境近くで500lbの大型爆弾1個を発見して安全に処理した⁷³。

なお、以上に引用した二つの資料では、JMASとラオス政府（具体的にはUXO Lao）間の協定調印の時期に食い違いが見られる。そこで、JMASの今一つの資料を参照すると、ラオス現地の新聞を引用する形で、次のように記載されている。

2010年2月10日、ラオス・ビエンチャンにおいて、JMASとUXO Laoの「ラオス・アッタプー県における不発弾処理事業」に対する日・ASEAN 統合基金（Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF)）の贈与調印式がおこなわれ、UXO LaoのBounponeSayasenh 長官とJMASの田川友康現地代表が署名しました。

その記事が現地の新聞に掲載されましたので紹介します。

記事要約

「日本資金がアッタプーでの不発弾処理へ」

日本政府は、昨日、アッタプー県におけるUXO-Laoの支援にUS\$725,000の資金援助に合意し、ビエンチャンでUXO-Lao長官とJMASの田川現地代表が契約書に署名しました。

日本政府は日本アセアン統合基金（JAIF）を通じて、JMASにUXO Laoのアッタプー県における活動を今年の4月から来年の3月までの間支援するために資金を提供します。[中略]

⁷² 田川友康（ラオス現地代表）「ラオス報告：南部アッタプー県で新規事業開始」JMAS だより、2010年5月（JMAS: <http://jmas-ngo.jp/ja/pdf/activity/activity-report-2010-5.pdf>）。

⁷³ “JMAS LAOS”, no.014, 21 June 2010 (JMAS-Vientiane: <http://jmasvte.yolasite.com/resources/Newsletter%20No.14.pdf>).

署名式には労働・社会福祉副大臣、日本大使館及び国連開発計画からの代表者が立ち会いました⁷⁴。

協定調印に関して以上の文書の記述が最も具体的であることからして、調印の時期は2010年2月10日のことであったと断定できよう。

さらに、JICA ラオス事務所がリリースした資料（日付不明）も、ラオスにおけるJMASの活動を以下のように紹介している。

日本人の専門家が不発弾処理の技術指導や、安全監督指導等を行い、不発弾処理を支援しています。2006年2月から2011年3月までの5年間、シェンクワン県においてUXO Lao（ラオスの不発弾処理機関）と共同で不発弾処理事業を行いました。

2010年4月から、アッタプー県のUXO Laoへの不発弾処理技術の指導を実施しています。不発弾処理地での指導や不発弾等の知識の教育、また、山奥等で発見された大型爆弾等の処理に同行し、処理方法等の指導を行っています⁷⁵。

以上の4資料の内容を整理すれば、次のようになるであろう（〔 〕内は白石の補記）——JMASは以前からラオス北部のシェンクアン県で不発弾処理事業を展開していたが、日本政府からの要請を受けて「新たな支援」[おそらくJAIF資金を活用する事業を意味する]を行うこととした。対象地域については、ラオス政府の強い希望に基づいて、「開発の三角地帯」に属するアタプー県に決定した。そして、2010年1月下旬までにASEAN関係国から「JAIF資金活用の」承認を取り付け、2月10日にJMASとUXO Laoの代表者の間で業務協定に調印した。事業規模はJAIFからの支援72,500米ドル、事業内容はJMAS専門家による、UXO Laoに対する技術指導、実地訓練、及び地元住民に対するリスク教育などである。事業期間は、2010年4月からの1年間である。

当該事業の実施者である「日本地雷処理を支援する会」（JMAS: Japan Mine Action Service）は、「地雷・不発弾処理等の専門技術を有する自衛隊OBが中核となって」2002年に設立された認定特定非営利活動法人である。カンボジア、ラオス、アンゴラ、パラオに海外事務所を持つ⁷⁶。

一方、JMASのカウンターパートナーとなったUXO Laoは、正式名称を「ラオス国家不発弾プログラム」（Lao National Unexploded Ordnance Programme）と言い、1996年に設立された政府機関である。ラオス全土11県のうち9県で、農地や村落公共施設（学校、病院、寺院、灌漑施設など）、その他の開発用地を対象とする不発弾処理、及び地元住民を対象とするリスク教育を行っている⁷⁷。

なお、アタプー県に対するJMASの活動は、2011年度以降も、日本政府からの無償資金援助によっ

⁷⁴ JMAS「事務局たより」第147号、2010年5月17日（<http://jmas-ngo.jp/ja/?p=yinnbnns&paged=66>）。

⁷⁵ JICA ラオス事務所「日本地雷処理を支援する会 Japan Mine Action Service (JMAS)」(http://www.jica.go.jp/laos/office/about/ngodesk/ku57pq00001i1ros-att/ngo_jmas.pdf 2014年5月23日検索)。

⁷⁶ JICA ラオス事務所、前注資料；日本地雷処理を支援する会（JMAS）『JMAS『ジェームス』について』（http://jmas-ngo.jp/ja/?page_id=42 2014年5月24日検索）。

⁷⁷ UXO Lao, "Welcome to the Lao National Unexploded Ordnance Programme (UXO LAO) website" (<http://uxolao.org/index.php/en>: 2014年5月24日検索)。

て継続的に実施されている⁷⁸。

3. 2013年の日本・メコン各会議における協議、合意事項

筆者は前稿 C において、2012 年度までの日本・メコン間の主要会議における協議、合意事項を検討した。それをフォローアップするために、本節では 2013 年度に開催された日本・メコン間の主要会議における協議、合意事項について概観する。

3-1. 第 6 回日本・メコン外相会議

第 6 回日本・メコン外相会議は、2013 年 6 月 30 日に、第 46 回 ASEAN 外相会議（AMM）などに接続する「バック・トゥー・バック」方式でブルネイの首都バンダルスリブガワンにおいて開催された。議長は岸田文雄外相、それ以外にカンボジアのハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力相、ラオスのアルンケオ・キティクーン外務副大臣、ミャンマーのワナ・マウン・ルイン外相、タイ王国のスラポン・トーウィチャックチャイグン副首相兼外相、ベトナムのファム・ビン・ミン外相が出席した。

日本外務省がまとめた会議「概要」は、以下のように記す。

1 冒頭、岸田外務大臣より、メコン地域の経済発展は、ASEAN の域内格差の是正及び地域統合の促進に資するものであり、今後ともメコン地域の発展に寄与していく旨表明し、今次会合は日メコン協力を深化させていく決意を新たにしたい旨述べた。

2 その後日メコン協力の進展と今後の方向性等について、外相間で議論が行われた。

(1) 岸田大臣から、昨年採択された「東京戦略 2012」及び「東京戦略 2012 の実現のための行動計画」に基づく日メコン間の協力は、ミャンマーのティラワ経済特別区開発のための協力覚書署名等、この一年間で着実に進展した、引き続き 2015 年に向け真摯に取り組んでいきたい、また、変容するアジア太平洋地域の諸課題についても、日メコン間で協力して取り組んでいきたい旨述べた。

(2) 各国外相からは、以下のとおりの発言があった。

ア 日メコン協力における日本のこれまでのイニシアティブ、及び、日本がメコン地域に対して行っている支援に対し感謝する。

イ 2015 年の ASEAN 共同体の構築に向け、メコン連結性や開発格差の是正等の課題に力を入れていくべきであり、引き続き日本の支援に強く期待する。

ウ メコン地域の経済は着実な発展を続けているが、更なる発展のために、日本の企業のメコン地域への投資に強く期待する。

エ 日本とメコン諸国間で観光客が増加している中、日本による ASEAN 諸国に対する査証発給

⁷⁸ UXO News Laos, “Japan backs UXO clearance in Attapeu province”, August 4, 2011 (<http://uxonews-laos.blogspot.jp/2011/08/japan-backs-uxo-clearance-in-attapeu.html>); Embassy of Japan in Laos, “Signing Ceremony of the Grant Assistance Scheme for Japanese NGOs Humanitarian Unexploded Ordnance Clearance in Pakxong District, Champasak Province Promotion Project for Unexploded Ordnance Clearance in Attapeu Province (2nd Stage)”, 2012 (http://www.la.emb-japan.go.jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2012/shomei240720.html); id., “The Grant Assistance Scheme for Japanese NGOs Projects Signing Ceremony”, 2 August, 2013 (http://www.la.emb-japan.go.jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2013/shomei250802.html).

緩和の取組を歓迎する。

オ 東西経済回廊、南部経済回廊の重要性と日本の協力への謝意が述べられると共に、環境問題や防災の重要性が指摘された。

カ 安倍政権の経済政策は日本のみならずメコン地域の経済の活性化にも良い影響を与えている。

3 また、外相間で、本年12月に東京で第5回日本・メコン地域諸国首脳会議を開催すること、本年中にバンコクで環境問題を議論するための第2回グリーン・メコン・フォーラムを開催すること、及び2014年に東京で第4回日メコン官民協力・連携促進フォーラムを開催することが確認された。

4 最後に岸田大臣は、「各国のメコン地域の開発に対する熱意と期待が表明されたが、特に「行動計画」の実施が期待され、貿易、投資、観光及び環境分野における協力が重視されていると感じた。2015年に向けて、各国の意見に留意しながら緊密に連携していきたい。」旨述べた⁷⁹。

すなわち、本稿で検討しているCLV「開発の三角地帯」に関する直接的な言及は見られない。同会議後に発出された9項目から成る短い議長声明でも、同様である。ただし、議長声明の第3項と第6項は、日本・メコン地域協力の今後の方針全般について言及しているので、以下に引用する。

3. 外相は、昨年4月の第4回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択された2015年までの日メコン協力の指針である「東京戦略2012」及び昨年7月の第5回日メコン外相会議で採択された「東京戦略2012の実現のための行動計画」に基づく日メコン間の協力をレビューし、2015年に向けて日メコン協力をさらに強化するとの決意を再確認した。外相は、8月の日メコン経済大臣会合においても「行動計画」の関連部分をレビューし、結果を日本・メコン地域諸国首脳会議に報告するよう、経済閣僚に要請した。加えて、外相は、2015年後も見据えた中長期のメコン地域の経済発展戦略の必要性について指摘した。

6. 外相は、本年12月東京における第5回日本・メコン地域諸国首脳会議の開催について日本が確認したことに謝意を表した。また、外相は、日メコン間の人的交流促進、メコン地域における投資促進等の経済関係の強化についての議論を行ない、第5回日本・メコン地域諸国首脳会議において新たなイニシアティブを打ち出すため、各国の高級実務者に対しイニシアティブの具体的内容を検討するよう指示した⁸⁰。

3-2. 第5回日本・メコン経済相会議

第5回日本・メコン経済相会議は、2013年8月20日に、第45回ASEAN経済相会議(AEM)などに接続する形でバンドルスリブガワンにおいて開催された。タイのVaratthep Rattanakorn首相府大臣、及び日本の茂木敏充経産相が共同議長を務め、他にカンボジアCham Prasidh商業相、ラオス

⁷⁹「第6回日メコン外相会議(概要)」2013年6月30日(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page3_000278.html)。

⁸⁰“Chair’s Statement of the Sixth Mekong-Japan Foreign Ministers’ Meeting”, 30 June 2013, Bandar Seri Begawan, Brunei Darussalam (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000007028.pdf>); 「第6回日メコン外相会議議長声明」2013年6月30日(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000007030.pdf>)。

の Nam Viyaketh 商工相、ミャンマーの Kan Zaw 国家計画・経済発展相、ベトナムの Tran Quoc Khanh 商工次官、そして ASEAN の Le Luong Minh 事務局長が出席した。さらに、第 6 回日本・メコン産業政府対話⁸¹に参加した 6 か国のビジネス界代表や ADB（アジア開発銀行）の代表も同席した⁸²。

同会議後に発出された 7 項目から成る共同メディア・ステートメントには、CLV「開発の三角地帯」に関する言及は見られない⁸³。

ちなみに、日本・メコン経済相会議が協力事項として取り上げるのは、主として 2010 年 10 月 29 日の日本・メコン首脳会議（ハノイ）で正式採択された「日本・メコン経済産業協力イニシアティブ」（MJ-CI）行動計画⁸⁴や、2012 年 8 月 30 日の第 4 回日本・メコン経済相会議（シエムリアップ）で採択された「MJ-CI 行動計画に基づくメコン開発ロードマップ」⁸⁵などに記された諸事案である。それらはおしなべて、メコン地域における主要な都市や経済拠点におけるビジネス活動、そして同地域の（東西回廊や南部回廊を含む）経済的大動脈に沿った物流などに関わるものであって、「貧困地域」たる CLV「開発の三角地帯」に対して関心は向けられていない。

3-3. 第 5 回日本・メコン首脳会議

第 5 回日本・メコン首脳会議は、2013 年 12 月 14 日に、日本・ASEAN 特別首脳会議に接続する形で、東京で開催された。日本とメコン地域 5 か国首脳の年次会議は、3 年に 1 度日本（それ以外の年は ASEAN 域内）で実施するとの慣例を破って、前年 4 月 21 日の第 4 回首脳会議（議長は民主党の野田佳彦首相）に続けて、2 年連続の東京開催となった⁸⁶。

会議ではホスト国の安倍晋三首相が議長を務め、カンボジアのフン・セン首相、ラオスのトンシン首相、ミャンマーのテイン・セイン大統領、ベトナムのグエン・タン・ズン首相、そしてタイのニワットタムロン副首相（国内政情悪化のためインラック首相は不参加）が出席した。

第 5 回首脳会議の内容をまとめた日本外務省の「概要」（全部で 8 項目）は、その最初の 3 項目で以下のように記している。

⁸¹ 2013 年 8 月 12 日にバンコクで実施された。JETRO「記事サマリー：2015 年以降の中長期産業政策の必要性を議論、第 6 回日メコン産業政府対話（1）」（<http://www.jetro.go.jp/biznews/5211bc2b124f8?ref=rss>）。同対話は、日本・メコン経済相会議の下に設置された官民対話スキームである。

⁸² “Final: Joint Media Statement of the 5th Mekong-Japan Economic Ministers Meeting”, Bandar Seri Begawan, Brunei Darussalam, 20 August, 2013, 第 1 項（経産省：http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/dl/5th_mekong-japan_jms.pdf）。

⁸³ 前注に示した文書。

⁸⁴ 前項 C, 31-32 頁参照。

⁸⁵ 6 頁にわたる表に、30 項目余りの協力事項を記したものの。“Mekong Development Roadmap”（経産省：http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/dl/Mekong_Develop_Roadmap.pdf）。なお、第 4 回日本・メコン経済相会議については、以下を参照。“Joint Media Statement of the 4th Mekong-Japan Economic Ministers Meeting”, Siem Reap, Cambodia, 30 August, 2012（ASEAN 事務局：<http://www.asean.org/news/asean-statement-communications/item/joint-media-statement-of-the-4th-mekong-japan-economic-ministers-meeting-siem-reap-cambodia-30th-august-2012>）；「第 4 回日メコン経済大臣会合共同メディア声明（仮訳）2012 年 8 月 30 日、シエムリアップ（カンボジア）（経産省：http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/dl/MJ_EMM_4_JMS_J.pdf）。

⁸⁶ 白石昌也「日本・ベトナム間の『戦略的パートナーシップ』：その経緯と展望」『アジア太平洋討究』22 号（2013 年）、315-316 頁。

1. 会議では、昨年策定された 2015 年までの日メコン協力の方針「東京戦略 2012」及びその「行動計画」のフォローアップ及び中間評価が行われ、首脳は「東京戦略 2012」の中間評価を採択しました。
2. 冒頭安倍総理は、今年全てのメコン諸国を訪問したが、どの国でも日メコン間の多岐にわたる実質的な協力の進展を実感した、引き続きメコン地域の発展に寄与していきたい旨述べました。続いて、安倍総理から、前回の首脳会議で表明された本年度以降 3 年間で約 6,000 億円の ODA 支援は順調に進捗している、今回の一連の首脳会談において、メコン地域に対して総額 2,000 億円規模の支援表明・署名を行う予定であり、日本はメコン地域への支援を拡充しており、今後も着実に実施していく旨述べました。
3. これに対し、メコン各国から、日本のこれまでの協力に対し謝意が表されるとともに、2015 年の ASEAN 共同体の構築に向け、メコンの連結性や開発格差の是正等の課題に力を入れていくべきであり、引き続き日本の支援に強い期待が表明されました⁸⁷。

以上の「概要」には、CLV「開発の三角地帯」に関する直接的な言及が見られない。そこで、同会議で採択された『東京戦略 2012』の中間評価、及びそれに添付された「改訂版『東京戦略 2012』の実現のための日メコン行動計画」（以下、改訂版・東京戦略行動計画と略称）の記述を、順次見ていく。

まず、『東京戦略 2012』の中間評価（Mid-term review of “Tokyo Strategy 2012 for Mekong-Japan Cooperation”）については、そのタイトルに相違して、2012 年 4 月の第 4 回首脳会議で採択されて以来 1 年半にわたる「東京戦略 2012」の進展状況を、具体的に「レビュー」した文書ではない。事項によっては協力の「進捗」に言及するが、その内容は漠然としており、具体性に欠ける。その他の多くの事項では、協力が「進捗」しているのか否かに全く言及せず、ただ日本（及びカウンターパート）が協力事項の実施や継続の意欲を表明し、メコン諸国が感謝や期待を述べ、そして双方が重要性を再確認するに留まる。

いずれにせよ、「中間報告」は、「東京戦略 2012」に沿って⁸⁸、日本・メコン協力の各事項を、(1) 連結性の強化、(2) 共に発展する、(3) 人間の安全保障及び環境の持続可能性確保の 3 本の柱に分けて整理している。第 (2) の柱は 5 つの中項目から構成されるが、その 3 番目の中項目（ウ、英語版では c）「CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）開発及び CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）開発の三角地帯への支援を強化するための行動及び措置」は、次の 1 項目を記すのみである。

- ・日本は、CLMV 開発及び CLV 開発の三角地帯への支援を引き続き行う旨表明し、メコン各国首脳はこれを歓迎した⁸⁹。

⁸⁷「第 5 回日本・メコン地域諸国首脳会議（概要）」2013 年 12 月 14 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000701.html)；“The Fifth Mekong-Japan Summit Meeting”，December 14, 2013 (http://www.mofa.go.jp/s_sa/sea1/page3e_000144.html)。

⁸⁸ 前稿 C, 34-35 頁参照。

⁸⁹ “Mid-term review of <Tokyo Strategy 2012 for Mekong-Japan Cooperation>”，December 14, 2013 (http://www.mofa.go.jp/s_sa/sea1/page3e_000145.html)；「第 5 回日本・メコン地域諸国首脳会議：『東京戦略 2012』の中間評価」2013 年 12 月 14 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000702.html)。

次に、同文書に添付された「改訂版・東京戦略行動計画」は、2012年7月10日の第5回日本・メコン外相会議（プノンペン）で採択された「東京戦略行動計画」⁹⁰の改訂版である。第2の柱は7つの中項目から成るが、その最後の中項目「2.7 CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）開発及びCLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）開発の三角地帯への支援を強化するための行動及び措置」には、次の6事項が列挙されている。

- ・日本及びメコン地域諸国は、ASEAN 統合基金（JAIF）を用いた CLV 開発の三角地帯のための案件の実施を引き続き加速化する。
- ・日本とカンボジアは、2013年3月に交換公文に署名した「ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画」を着実に実施する。
- ・日本とラオスは、2013年3月に交換公文に署名した「南部地域保健サービスネットワーク強化計画（チャンパサック県、セコン県、サラワン県及びアッタプー県）を着実に実施する。
- ・日本及びタイは、ASEAN 統合基金（JAIF）を用いたタイ・カンボジア国境地域の地雷処理を促進する。
- ・日本及びベトナムは、ベトナム・カンボジア間及びベトナム・ラオス間の国境市場のネットワーク構築に対する日本の支援の可能性について検討を行う。
- ・カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムは、CLMV 経済大臣会合にて採択された CLMV 行動計画を実施する⁹¹。

以上のうち第1の小項目は、JAIF 資金を用いた CLV 「開発の三角地帯」に対する支援事業に直接言及したものであるが、前年7月の「東京戦略行動計画」における表現をそのまま踏襲して、「実施を引き続き加速化する」と述べるに留まる。つまり、2008年の外相間「覚書」リストに記された案件のうち、依然として事業が完了していないものがあることを物語っている。

第2と第3の小項目は、「三角地帯」に属するカンボジアやラオス領域に関わる案件であるが、日本政府が直接 ODA を提供する事業であって、JAIF 資金を用いた支援案件ではない。

第4の小項目は、JAIF 資金を活用する事業ではあるが、「三角地帯」に属さないカンボジア西部を対象としたものである。

第5の小項目、「ベトナム・カンボジア間及びベトナム・ラオス間の国境市場のネットワーク構築」については、従来から着目されてきた南部回廊沿いのモクバイ（ベトナム側）・バヴェット（カンボジア側）や東西回廊沿いのラオバオ（ベトナム側）・デンサワン（ラオス側）といった主要な国境ゲートに焦点を置く案件であろう。ただし、それとともに、今後は 18B 号線沿いのボーイー（ベトナム側）・プークア（ラオス側）国境ゲート（本稿第1節4の b-2 項参照）など「三角地帯」における国境市場の整備にも配慮が及ぶかも知れない。その際には、日本政府からの直接支援が主要なスキームとなると思われるが、一部は JAIF 資金を活用する形式が取られることになるかも知れない。

第6の小項目が言及する「CLMV 行動計画」は、2012年8月26日の第4回 CLMV 経済相会議で

⁹⁰ 前稿 C, 35-36 頁参照。

⁹¹ “Revised Mekong-Japan Action Plan for realization of the <Tokyo Strategy 2012>”, December 14, 2013 (http://www.mofa.go.jp/s_sa/sea1/page3e_000146.html); 「改訂版『東京戦略 2012』の実現のための日メコン行動計画」2013年12月14日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000703.html)。

採択された文書である。同会議は、ASEAN 全体の経済相会議（AEM）に接続して開催された。文書の趣旨は、2015年のASEAN 経済共同体（AEC）成立を控えて、ASEAN 新規加盟国である CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）の4か国が足並みを揃えて対処することにある⁹²。つまり、日本政府が直接的に実施の義務を負う性格のものではない。ただし、その行動計画に盛り込まれた案件について、日本政府に直接、もしくは JIAF 資金を活用する形で、支援の要請がなされることは大いにあり得る。

以上の他に、「改訂版・東京戦略行動計画」は、第1の柱における中項目1.1「経済回廊に関し、物理的、制度的及び人的連結性強化に関する案件を実施するための行動及び措置」で、ラオス「国道16B号線セコン橋建設計画」（セコン県）に言及し、また第2の柱における中項目2.2「産業発展の強化のための措置」で、ラオス「南部地域電力系統整備事業」、ラオス「小水力発電計画」、ラオス「セカナム水力発電事業」（チャンパサック県）、ラオスとカンボジア「地雷・不発弾除去のための支援や能力向上支援」に言及している⁹³。これらの案件も、明示的に、もしくは潜在的に、「三角地帯」に関わる案件であるが、主として日本政府による直接支援の形態を想定していると思われる。ただし、中には JIAF を通じた支援による案件も含まれることになるかも知れない。

むすびに代えて

本稿第1節で見てきたように、2008年1月の日本・CLV 外相「覚書」で合意された JAIF を通じての CLV 「開発の三角地帯」支援23案件の中には、2013年末時点に至っても、まだ完了に至っていないものが存在するようである。ただし、それらが具体的にどの案件なのかを、本稿では特定できなかった⁹⁴。

また、他方では、本稿第2節で確認したように、同上「覚書」リストには言及されていないが、やはり JAIF を通じて「三角地帯」に対して実施された支援が、少なくとも3案件存在する。

「覚書」リスト（図表1参照）に言及された23案件について分野別に見れば（内容詳細を把握できないものについては件名から判断）、上水道整備が5件（a-4, a-8, c-4, c-6, c-7）合計277.7万ドル、医療・保健が3件（b-5, c-2, c-3）合計194.3万ドル、教育・人材育成が4件（a-5, a-10, b-4, c-1）合計215.8万ドル、環境教育が1件（a-7）33万ドル、貧困克服観光開発が1件（a-6）75万ドル、少数民族を対象とする貧困削減が1件（c-5）35万ドルである。これらは貧困削減や基本的人間ニーズ（BHN）に関わる事業である。件数で見れば15件、つまり全体（23件）の7割近く、合計金額で見れば830.8万ドル、つまり全体（2,002.8万ドル）の4割となる。

以上に加えて、地方電化1件（a-2）100万ドル、農業開発2件（a-9, b-3）合計116万ドル、地方道整備2件（a-1, a-3）合計146万ドルについても、地方経済の活性化とともに、貧困削減やBHNへの寄与という性格を強く持つであろう。また、生活用水と農業用水の提供を兼ねた灌漑施設（上述のc-4）は、より明示的に、農業の発展と住民たちのBHN向上の双方を意図した事業である。

⁹² 日本貿易振興機構（JETRO）海外調査部アジア大洋州課「第44回ASEAN 経済相会議及び関連会合について」2012年10月、9-10頁（https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001118/asean_economics_minister_meeting.pdf）。

⁹³ 注91の資料。

⁹⁴ 逆に、事業の完了が確認できた案件は、近く完了予定、及び依拠資料が若干あいまいなものを含めても、全部で6件に留まった。

さらに、「覚書」リストに含まれない3案件（本稿第2節で言及）については、全て地雷・不発弾の処理に関わる事業であって、まさに人間の安全保障に直結する。

貧困削減、BHN もしくは人間の安全保障を重視する姿勢は、前稿Dで指摘した通り、2005～2007年度の日本政府によるCLV「開発の三角地帯」を対象とする支援にも共通している⁹⁵。

ただし、JAIFを通じた支援については、CLV3か国間の越境交通網の整備に寄与する道路・橋梁の建設・調査事業が3件（b-1, b-2, d）計上されている（合計810万ドル）。件数では全体の13%にすぎないが、金額では23案件合計の4割を占める。

無論、これらの案件もまた、地方経済の活性化や当該地域住民の生活向上に直結する。しかし、ここで着目すべきなのは、これら事業が「三角地帯」における越境的連結性を改善する性格を強く持つことである。繰り返しになるが、b-1の道路区間は、カンボジアとの国境からラオスの中央部を北に縦貫する国道1号線ネットワークの一部を構成し、b-2の橋梁は、ベトナムとの国境からラオス南部を横断する国道と、以上のラオス国道1号線ネットワークの交点に位置する。そして、dの調査事業は「三角地帯」内の整備が遅れている主要道路網を対象とするものであり、直接的、間接的に3か国を連結する意義を強く持つ。

また、上述したカンボジアの地方道整備2案件についても、何からの意味で越境的連結性の向上に寄与すると推測される（例えば、主要な越境ルートへの接続、もしくはバイパス的な役割）。

前稿Aでも指摘した通り、「開発の三角地帯」構想にあっては、もともと、3か国の国境地帯における相互の連結性（connectivity）強化を通じて、地域全体の底上げを図ることが強く意識されている⁹⁶。以上の交通インフラ整備に関わる各案件は、その目標に沿うものである。とりわけ、d（3か国共通の道路改修F/S事業）については、CLV側からの強い要望に基づくものであった事実留意したい。

さらに今後の展望として、2013年12月の第5回日本・メコン首脳会議で採択された「改訂版・東京戦略行動計画」（本稿第3節参照）に掲げられているベトナム・カンボジア間及びベトナム・ラオス間の「国境市場のネットワーク構築」などについても、それが「三角地帯」をカバーする事業となるのであれば、日本政府からの直接的支援にせよ、JAIFを通じての支援にせよ、越境的連結性の強化に繋がるであろう。同文書に言及されたラオス「国道16B号線セコン橋建設計画」（セコン県）も、日本政府からの直接支援の形を取るであろうが、同様の意義を有する。

最後に、JAIFに関する全般的な現況や展望について、若干のコメントを付したい。JAIFが今後とも継続的に資金を補填されるのであれば、同基金を活用したCLV「開発の三角地帯」を対象とする新規の支援案件形成が可能となるであろうし、またJAIF資金の運営、管理体制の如何が、関連支援事業の円滑な遂行に影響するからである。

JAIFの基金規模については、本稿第1節1でも言及したように、2006年3月に日本政府からの拠出金75億円（約7,000万ドル）をもって発足した。

その後、2007年1月の第10回日本・ASEAN首脳会議（セブ）に際して安倍晋三首相から提唱された「日本・ASEAN包括的経済連携協力基金」5,200万ドル（約58億円）が、「JAIFへの追加拠出」

⁹⁵ 前稿D, 31-32頁。

⁹⁶ 前稿A, とりわけ12-22, 27-28, 35-42頁参照。

という形で ASEAN 事務局に委ねられた。同基金の使途内訳は、対 ASEAN 支援が 1,100 万ドル（知財保護整備＝540 万ドル、防災＝560 万ドル）、対 CLMV 支援が 4,100 万ドルである⁹⁷。「三角地帯」に対する支援事業は、後者の範疇に含まれ得る⁹⁸。

さらに、2013 年 6 月末から 7 月初めにブルネイで一連の ASEAN 関連外相会議が開催された機会に、岸田文雄外相との個別会談（7 月 1 日）に臨んだレー・ミン・ルオン ASEAN 事務局長は、日本政府に対して、「2015 年の ASEAN 共同体実現を支援するために、2013 年以降に日本 ASEAN 統合基金（JAIF）を拡張して欲しいとの希望」（hope for Japan to extend the Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF) beyond 2013 to help ASEAN realise the ASEAN Community by 2015) を表明した。これに対して岸田は、「検討する」（Japan would look into the matter）と応じた⁹⁹。

果たして、2013 年 12 月 14 日に東京で開催された日本・ASEAN 特別首脳会議に際して、安倍首相は「引き続き ASEAN の連結性強化のためのソフトインフラ案件や、貧困削減、保健医療等の生活水準の引き上げ、各国の国内格差是正に向けたインフラ整備といった支援を継続していく」旨発言し、今後 5 年間で 2 兆円の ODA 供与を約束するとともに、JAIF に対して 1 億ドル（約 100 億円）の追加拠出を表明した¹⁰⁰。

以上よりして、（手持ち資金が）「底をつき」¹⁰¹ 始めた JAIF に対して新たな補充がなされ、したがって、「三角地帯」に対する新規案件の形成にも展望が開けたこととなる。ただし、本稿でも再三言及してきた通り、2008 年の外相間「覚書」で約束された支援案件が完遂していない現状においては、日本と CLV の 4 か国間で新たな「覚書」を策定して、複数の候補案件を一括リスト化することは困難であろう。むしろ、日本と特定の相手国との 2 者間で、もしくは（資金運用責任者である）ASEAN 事務局を加えた 3 者間で、個別の案件ごとに調整がなされる形態を、（当面の間）取らざるを得ないであろう。

⁹⁷「日 ASEAN 首脳会議の概要」2007 年 1 月（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/shuno_10th.html）；「別添 2：安倍総理の東アジア協力案件」第 4 項（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/pdfs/anken.pdf>）；外務省「日・ASEAN 主要協力事業」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/ja_skj_01.html#05）。

⁹⁸外務省「日・ASEAN 主要協力事業」（前注）では、同基金の使途として、より具体的に、日・ASEAN 包括的経済連携の促進、ASEAN の域内統合支援、開発の三角地帯（カンボジア、ラオス、ベトナム）支援、東西経済回廊等の物流効率化支援を例示している。

⁹⁹“Japan Continues to Strongly Support ASEAN Community Building Efforts”, 1 July 2013 (ASEAN 事務局：<http://www.asean.org/news/asean-secretariat-news/item/japan-continues-to-strongly-support-asean-community-building-efforts>). ただし、同会談についてまとめた日本外務省の「概要」は、JAIF についてのやり取りに言及していない。「岸田文雄外務大臣とレー・ルオン・ミン ASEAN 事務総長との会談（概要）」2013 年 7 月 1 日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page3_000284.html）。

¹⁰⁰「日・ASEAN 特別首脳会議（概要）」2013 年 12 月 14 日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000594.html）。ただし、2 兆円の ODA 供与や 1 億ドルの JAIF への新規拠出については、会議中の安倍首相による言明に留まっており、同会議で採択された「日本・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント：共に描き、共に生き、共に歩む」、「日本・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画」、「日本・ASEAN 特別首脳会議共同声明：手を携え、地域と世界の課題に挑む」のいずれにも明記されていない。「日・ASEAN 特別首脳会議」2013 年 12 月 15 日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_000586.html）。ちなみに、日本・ASEAN 首脳会議に接続して開催された日本・メコン首脳会議が発出した 2 文書（注 89 及び注 91 参照）においても、明記されていない。

¹⁰¹時事通信「政府、ASEAN 統合基金に 1 億ドル＝特別首脳会議、13 日開幕」2013/12/12（<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201312/2013121200893>）に見える表現。その前後の文書を引用すれば、次の通り。「JAIF は ASEAN 域内の格差是正を図るため、日本が主導し 06 年に設けられた。これまで 200 億円強が地雷・不発弾処理事業などに使われてきたが、資金が底を突き、ASEAN 側の要望も強いことから、追加拠出を決めた」。

翻ってみるに、日本政府が特定国に援助を直接提供する（2国間援助の）場合には、複数国に跨る案件の形成が（全く不可能ではないにしても）容易ではない。その点、日本政府が国際機関や地域機関に資金を提供して、その運用を委託する（多国間援助の）場合には、2国間主義（バイラテラリズム）に（あまり）制約されずに、複数国に共通する案件や、2国間（場合によっては3国間）に跨る案件を、（比較的容易に）形成できるという（潜在的な）メリットがある。しかるに、「開発の三角地帯」に対するJAIF資金の配分が、（当面）2国間協議のメカニズムを通じてなされるざるを得ないのであるとすれば、そのようなメリットを発揮する機会が制約されることになる。

以上のような欠陥もしくは弱点を補う意味で、資金運用を託されたASAN事務局が、日本とCLV各国間のみならず、CLVの3者間やCL, CV, LVといった2者間で、あるいはそれに日本をも加えた多者間で、どれだけ調整能力を発揮し、また触媒の役割を果たし得るかが、重要なカギとなると考えられる。

JAIFの資金運用方法に関しては、日本外務省の関連資料によれば、「ASEAN事務局に設置された基金であり、ASEAN事務局の口座にて管理されている。ASEAN事務局において年に2回、ASEAN事務局、対日調整国（ASEAN各国の持ち回り）及び日本政府が参加し、JAIF運営委員会が開催され、各事業の実施状況や今後の基金の運用改善策等について協議が行われている」という¹⁰²。

そのJAIF運営委員会がいつ開催され、どのようなことが協議され合意されているのか、本稿では確認することができなかった。

JAIFに関わる日常的な業務に関しては、2011年になって、ASEAN加盟国政府と日本政府からの同意を得た上で、JAIF管理チーム（JAIF Management Team: JMT）がASEAN事務局の中に設置された¹⁰³。つまり、2006年3月にJAIFが設立されて以降の当初5年間は、JAIFを担当する専従部局が、そもそも存在しなかったこととなる。

それはともかく、ASEAN事務局の資料によれば、JMT設立の目的は「総額5億1,500万ドルの資金」（the total amount of US\$515 million）[ママ]を効果的に活用することにある。具体的な業務として当初予期されていたのは、JAIFによる支援プログラム・プロジェクトの計画、企画、管理、実施、プログラム作成（planning, design, management, implementation and programming of JAIF-funded programmes/projects）、そしてモニタリングと評価（monitoring and evaluation (M&E) of JAIF programmes/projects）の全分野に及ぶものであった。

ただし、実際には、その発足以来、予期された業務の一部しかこなせず、定式化や管理（formulation and management of JAIF-funded programmes/projects）を優先せざるを得ないできた。しかるに、2014年に至ってASEAN事務局は、JAIFの支援プログラム・プロジェクトの件数が増加していることに鑑み、JMTのモニタリングと評価（M&E）の機能を強化する必要があるとして、その分野の専

¹⁰²「日・ASEAN統合基金（Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF)）」2009年4月（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/jaif.html）。

¹⁰³“The ASEAN Secretariat in Jakarta Invites Applications for the Following Position: Programme Director the Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF) Management Team (Re-advertised) (ASEAN事務局：<http://www.asean.org/archive/jobs/JAIF-1a.pdf>) によれば、新チームのディレクター公募の締切日は、2011年5月8日となっている。

門家 2 名の求人広告を出している¹⁰⁴。

また、それに先立つ 2013 年 11 月には、新たな JMT ディレクターとして日本人の宮川世津子が就任している。従来のインドネシア人ディレクターの AKP・モクタンが 2013 年 8 月に事務局次長に昇格したため、その後任として公募を経て選ばれたのである¹⁰⁵。

以上のような人事補充によって、JMT の調整能力が向上して、停滞しがちな支援案件が円滑に進捗するようになり、また従来の弱点であった JMT のモニタリングや評価、そしてさらには対外発信の機能が充実することを期待したい¹⁰⁶。

¹⁰⁴ “Vacancy: Monitoring and Evaluation Framework Development Consultant, Japan ASEAN Integration Fund (JAIF) Management Team” (ASEAN 事務局 : http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/jaif%20-%20140313_va%20for%20me%20consultant_finalclean.pdf).

¹⁰⁵ “ASEAN appoints AKP Mochtan from Indonesia as Deputy SecGen for Community and Corporate Affairs”, 16 August, 2013 (ASEAN 事務局 : <http://www.asean.org/news/asean-secretariat-news/item/asean-appoints-akp-mochtan-from-indonesia-as-deputy-secgen-for-community-and-corporate-affairs>) ; “Vacancy Announcement: Senior Program Officer, Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF) Management Team” (ASEAN 事務局 : http://www.mofa-irc.go.jp/dl-data/tanki_senior_officer.pdf) ; ASEAN Foundation, “Visit of JAIF Management Team New Director”, eNews, 2 December, 2013 (<http://www.aseanfoundation.org/newsletter/2013/pdf/131.%20Visit%20of%20JAIF%20New%20Director,%202Dec13.pdf>).

¹⁰⁶ ちなみに、本稿を執筆中に筆者が痛感したのは、(本稿の草稿を脱稿した 2014 年 7 月時点までに) インターネット上で検索する限りにおいて、JAIF 資金によるプログラムやプロジェクトに関して、JMT もしくは ASEAN 事務局が発出する具体的な情報を見出すことができなかったという事実である。